

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月27日

【事業年度】 第68期(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

【会社名】 株式会社ダイセキ

【英訳名】 Daiseki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 哲也

【本店の所在の場所】 名古屋市港区船見町1番地86

【電話番号】 052(611)6322

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画管理本部長 片瀬 秀樹

【最寄りの連絡場所】 名古屋市港区船見町1番地86

【電話番号】 052(611)6322

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画管理本部長 片瀬 秀樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2022年 2月	2023年 2月	2024年 2月	2025年 2月	2026年 2月
売上高 (百万円)	56,867	58,572	69,216	67,304	71,845
経常利益 (百万円)	13,118	13,060	15,452	14,830	14,885
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,376	8,666	9,465	9,307	9,155
包括利益 (百万円)	9,295	9,012	10,483	10,283	10,221
純資産額 (百万円)	83,443	84,426	89,434	93,850	83,403
総資産額 (百万円)	99,264	100,145	108,641	113,635	105,176
1株当たり純資産額 (円)	1,501.98	1,549.15	1,652.35	1,753.99	1,728.78
1株当たり当期純利益 (円)	164.02	174.21	193.06	193.37	193.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.5	76.3	74.1	74.2	77.7
自己資本利益率 (%)	11.1	11.3	12.0	11.2	11.0
株価収益率 (倍)	28.47	23.50	20.53	18.87	20.48
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,699	9,919	13,792	13,825	10,984
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,827	8,300	8,252	7,280	4,071
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,620	8,031	4,144	5,321	18,733
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	33,914	27,502	28,898	30,122	18,301
従業員数 (人)	1,076	1,114	1,215	1,264	1,295

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は2021年9月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第64期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月		2022年 2月	2023年 2月	2024年 2月	2025年 2月	2026年 2月
売上高	(百万円)	32,881	34,013	37,155	38,483	40,402
経常利益	(百万円)	9,638	10,043	10,728	11,373	12,427
当期純利益	(百万円)	6,715	7,032	7,585	7,946	8,686
資本金	(百万円)	6,382	6,382	6,382	6,382	6,382
発行済株式総数	(千株)	51,000	51,000	51,000	51,000	48,000
純資産額	(百万円)	67,251	66,180	68,458	70,668	73,261
総資産額	(百万円)	76,698	75,619	77,130	79,294	82,860
1株当たり純資産額	(円)	1,329.91	1,340.26	1,403.31	1,469.89	1,549.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額)	(円)	60.00 (28.00)	60.00 (30.00)	66.00 (30.00)	72.00 (33.00)	76.00 (36.00)
1株当たり当期純利益	(円)	131.48	141.37	154.73	165.11	183.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	87.6	87.5	88.7	89.1	88.4
自己資本利益率	(%)	10.0	10.5	11.2	11.4	12.0
株価収益率	(倍)	35.51	28.96	25.62	22.10	21.59
配当性向	(%)	45.6	42.4	42.6	43.6	41.4
従業員数	(人)	710	736	769	787	809
株主総利回り (比較指標：配当込み T O P I X)	(%)	170.0 (103.3)	151.4 (112.1)	149.1 (154.3)	140.4 (158.3)	154.1 (238.3)
最高株価	(円)	5,670 (5,420)	5,070	4,870	4,035	3,980
最低株価	(円)	4,295 (3,320)	3,540	3,495	2,868	3,070

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 当社は2021年9月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第64期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、株主総利回りを算定しております。なお、第64期の株価については当該株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
5. 第68期(2026年2月)の1株当たり配当額76円のうち、期末配当額40円については、2026年5月28日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

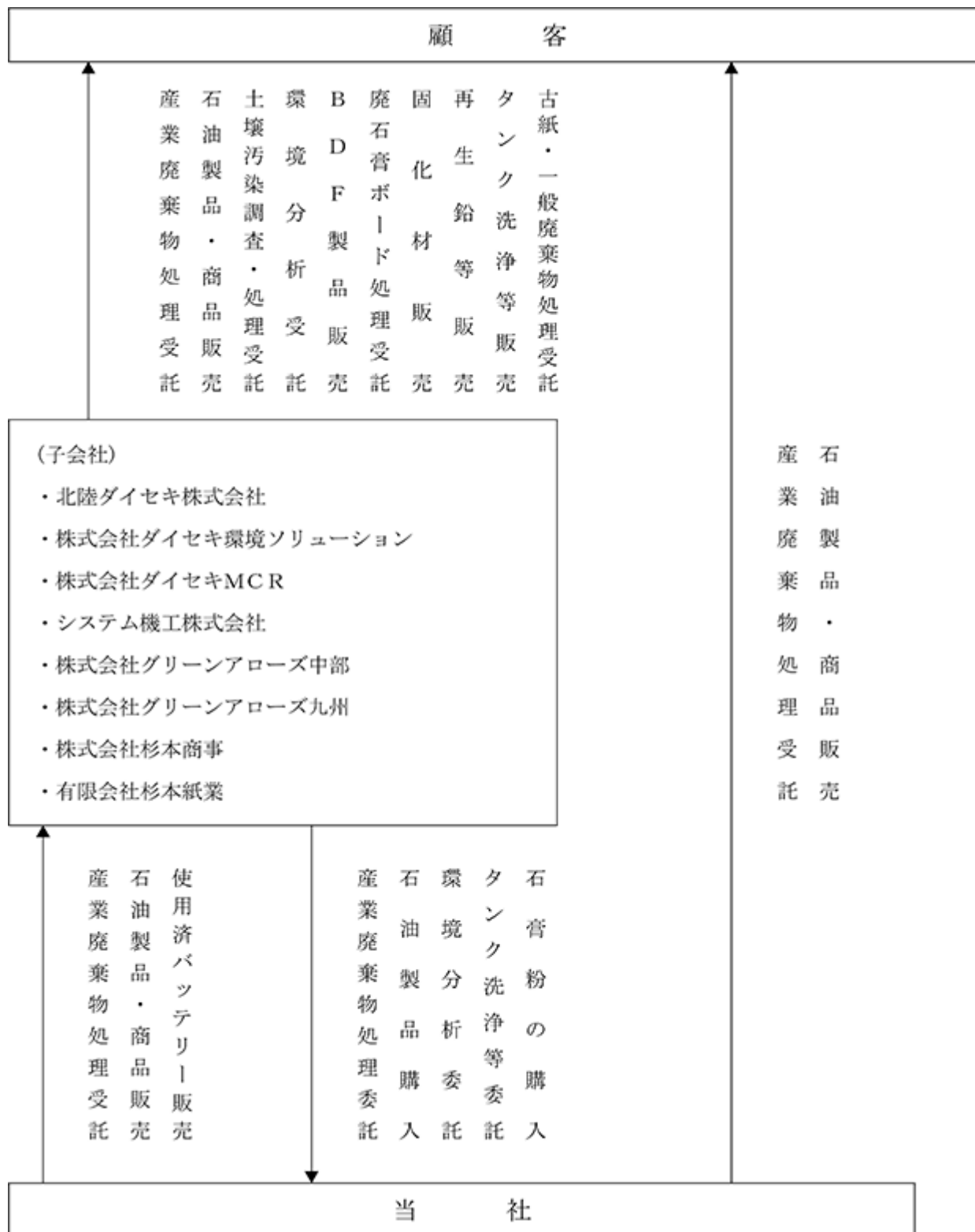
- 1958年10月 石油製品の製造・販売を目的として、株式会社大同石油化学工業(資本金2百万円)を名古屋市中区大井町に設立。
- 1959年4月 名古屋市港区大江町の潤滑油精製工場を同区船見町へ移転(現 名古屋事業所第一工場)。
- 1963年12月 名古屋市港区船見町に名古屋事業所を開設。
- 1970年9月 北陸地区における石油製品販売強化のため、石川県金沢市に北陸ダイセキ株式会社を設立(現 連結子会社)。
- 1971年5月 名古屋事業所内に産業廃棄物処理工場を建設。産業廃棄物中間処理業に本格参入。
- 1973年5月 石川県白山市に北陸事業所を開設。
- 1980年5月 兵庫県尼崎市に大阪営業所を開設(現 尼崎リサイクルセンター)。
- 1980年12月 兵庫県尼崎市に産業廃棄物収集の貯蔵基地を建設(現 尼崎リサイクルセンター)。
- 1982年10月 北九州市若松区に九州事業所を開設。
- 1984年2月 商号を株式会社ダイセキに変更。
- 1990年1月 栃木県佐野市に関東事業所を開設。
- 1990年10月 名古屋市港区船見町1番地86に本社を移転。
- 1994年2月 大阪事業所(現 尼崎リサイクルセンター)に新工場完成。
- 1995年7月 当社株式を店頭市場へ登録。
- 1996年11月 エンジニアリング部門の強化育成のため、分社化して株式会社ダイセキプラントを設立。
- 1997年10月 千葉県袖ヶ浦市に千葉事業所を開設。
- 1998年7月 本社内に環境分析事業本部を設立。環境分析事業に本格参入。
- 1999年2月 環境リサイクル事業を更に発展させるため、環境分析事業本部をリサイクル事業開発本部に改称。
- 1999年5月 株式会社ダイセキプラントの商号を株式会社ダイセキ環境エンジに変更。
- 1999年8月 東京証券取引所、名古屋証券取引所市場第二部に上場。
- 2000年8月 東京証券取引所、名古屋証券取引所市場第一部に指定。
- 2000年12月 環境分析業務と研究開発業務の充実を目的として、環境技術センターを建設。
- 2001年3月 環境分析業務を株式会社ダイセキ環境エンジに移管。
- 2002年5月 九州事業所内に汚泥改良リサイクルセンターを開設。
- 2002年11月 兵庫県明石市に関西事業所を開設。
- 2004年6月 株式会社ダイセキ環境エンジの商号を株式会社ダイセキ環境ソリューションに変更(現 連結子会社)。株式会社ダイセキ環境ソリューションが愛知県東海市に名古屋リサイクルセンターを開設。
- 2004年10月 九州事業所に新水処理工場が完成。株式会社ダイセキ環境ソリューションが横浜市鶴見区に横浜リサイクルセンター(現 横浜生麦リサイクルセンター)を開設。
- 2004年12月 名古屋市港区に名古屋事業所リサイクルセンターが完成。株式会社ダイセキ環境ソリューションが東京証券取引所マザーズに上場。
- 2005年9月 株式会社ダイセキ環境ソリューションの名古屋リサイクルセンター及び横浜リサイクルセンターが増設完了。
- 2005年12月 株式会社ダイセキ環境ソリューションの名古屋リサイクルセンターが愛知県より汚染土壌浄化施設の認定を受ける。
- 2006年10月 関東事業所に第三工場が完成。
- 2007年4月 株式会社ダイセキ環境ソリューションが大阪市大正区に大阪リサイクルセンターを開設。田村産業株式会社の株式取得。
- 2008年2月 株式会社ダイセキ環境ソリューションが東京証券取引所市場第一部に市場変更、名古屋証券取引所市場第一部に上場。
- 2008年9月 田村産業株式会社の商号を株式会社ダイセキMCRに変更(現 連結子会社)。
- 2008年10月 株式会社グリーンアローズ中部(現 連結子会社)を設立。
- 2010年9月 システム機工株式会社の株式取得(現 連結子会社)。
- 2012年3月 株式会社グリーンアローズ九州(現 連結子会社)を設立。
- 2015年2月 名古屋市港区に新たに名古屋事業所エコエネルギーセンターが完成。
- 2015年6月 株式会社ダイセキMCRの宇都宮リサイクルセンターが完成。
- 2017年3月 株式会社ダイセキ環境ソリューションの弥富リサイクルセンターが完成。
- 2018年12月 株式会社ダイセキ環境ソリューションの横浜恵比須リサイクルセンターが完成。
- 2019年8月 株式会社ダイセキ環境ソリューションの岐阜リサイクルセンターが完成。
- 2022年4月 当社及び株式会社ダイセキ環境ソリューションが、東京証券取引所の市場再編に伴い、市場第一部からプライム市場へ移行、名古屋証券取引所の市場再編に伴い、市場第一部からプレミアム市場へ移行。

- 2023年4月 株式会社ダイセキ環境ソリューションが、株式会社杉本商事の全株式を取得し、株式会社杉本商事及びその子会社の有限会社杉本紙業を子会社化。
- 2023年10月 株式会社ダイセキ環境ソリューションが、東京証券取引所プライム市場からスタンダード市場へ移行。
- 2024年3月 広島県東広島市に広島事業所を開設。
- 2025年12月 株式会社ダイセキ環境ソリューションを公開買付により完全子会社化、上場廃止。
- 2026年1月 S y n c M O F 株式会社の事業譲受。
- 2026年2月 株式会社杉本商事を存続会社、有限会社杉本紙業を消滅会社とする吸収合併。

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ。)は、当社(株式会社ダイセキ)及び連結子会社8社(北陸ダイセキ株式会社、株式会社ダイセキ環境ソリューション、株式会社ダイセキMCR、システム機工株式会社、株式会社グリーンアローズ中部、株式会社グリーンアローズ九州、株式会社杉本商事及び有限会社杉本紙業)で構成されており、産業廃棄物の収集運搬・中間処理、土壌汚染調査・処理、使用済バッテリーの収集運搬・再生利用、鉛の精錬及び非鉄金属原料の販売、タンク洗浄及びタンクに付帯する工事、VOCガスの回収作業、スラッジ減量化作業、COW洗浄機器販売、石油化学製品・商品の製造販売、古紙の販売、一般廃棄物の収集運搬を主な事業の内容としております。

また、当社グループは環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(注)2026年2月21日に、株式会社杉本商事が有限会社杉本紙業を吸収合併しております。なお、両社の決算日は、2月20日であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 北陸ダイセキ株式会社	石川県金沢市	21	石油製品販売	100.0	製品・商品の販売 産業廃棄物の処理受託等 商品の購入
(連結子会社) 株式会社ダイセキ環境 ソリューション (注)2.4.5	名古屋市瑞穂区	300	土壌汚染調査・処理 環境分析 産業廃棄物中間処理	100.0	環境分析の委託等 産業廃棄物の処理受託・委託等 資金援助
(連結子会社) 株式会社ダイセキMCR	栃木県宇都宮市	30	使用済バッテリーの 収集運搬・再生利用 鉛の精錬 非鉄金属原料の販売	100.0	産業廃棄物の処理受託等 商品の販売 資金援助
(連結子会社) システム機工株式会社	東京都港区	90	タンク洗浄及びタンク に付帯する工事 VOCガス回収作業 スラッジ減量化作業 COW洗浄機器販売	100.0	産業廃棄物の処理受託等 タンク洗浄作業の委託等 資金援助
(連結子会社) 株式会社グリーンアローズ 中部 (注)3	愛知県東海市	90	廃石膏ボードリサイ クル	54.0 (54.0)	石膏粉の購入
(連結子会社) 株式会社グリーンアローズ 九州 (注)3	福岡県糟屋郡	90	廃石膏ボードリサイ クル	58.0 (58.0)	産業廃棄物の処理受託等
(連結子会社) 株式会社杉本商事 (注)3.6	滋賀県彦根市	10	廃棄物収集運搬・資 源回収	100.0 (100.0)	-
(連結子会社) 有限会社杉本紙業 (注)3.6	滋賀県長浜市	10	古紙収集運搬	100.0 (100.0)	-

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
4. 株式会社ダイセキ環境ソリューションは、2025年12月19日付で上場廃止しております。
5. 株式会社ダイセキ環境ソリューションについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等
売上高 17,550百万円
経常利益 1,381百万円
当期純利益 939百万円
純資産額 16,914百万円
総資産額 27,697百万円
6. 2026年2月21日に、株式会社杉本商事が有限会社杉本紙業を吸収合併しております。なお、両社の決算日は、2月20日であります。

5 【従業員の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)は環境関連事業の単一セグメントであります。

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
環境関連事業	1,295

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

(2) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
809	41.1	12.2	7,525,522

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3			
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者	
7.2	70.0	64.2	66.8	41.0	

連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3			
			全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者	
(株)ダイセキ環境ソリューション	10.4	75.0	58.7	70.0	33.9	

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 男女の賃金差異は、1名当たり賃金に差が出ておりますが、これは性別による賃金体系および制度上の違いはありませんが、管理職比率において男性比率が高いことによるものです。これらの是正に向け、女性管理職比率を2029年度末までに連結で10%以上とする等の整備を進めることで、男女の賃金差異の解消につなげていきたいと考えております。
- 出向者は出向元の従業員として集計しております。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づく公表義務の対象ではない連結子会社は、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

ダイセキグループは、地球環境の保全と持続可能な社会の構築を使命と考えております。「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」をパーパスに掲げ、リサイクルを中心とした産業廃棄物中間処理を事業の核としながら、環境保全と資源循環を推進してまいりました。

ダイセキグループは、創業から半世紀を超える歴史の中で培ってきた「知恵と工夫と行動力」を活かし、変化する社会の要請に応え、事業活動を通じて新たな価値を創造しています。

現代社会が直面する気候変動や資源の有限性といった地球規模の課題に対し、ダイセキグループは「環境創造企業」としての責任を果たし、持続可能な未来の実現に貢献します。

(2) 経営戦略等

当社グループは、産業廃棄物のリサイクルを中心とした産業廃棄物中間処理業を主体としております。わが国の産業廃棄物処理市場は、中小・零細企業の乱立する業界から、各種環境規制の強化と環境に関する社会的関心の高まりにより、適正で、なおかつリサイクル処理を主体とした企業に処理委託が集約化されていく動きになりつつあります。

当社グループは、多様化・複雑化する産業廃棄物の適正処理・リサイクル化のニーズに対処するため、技術力の向上、新設備の導入による処理・リサイクル可能品目の拡大、並びに積極的な設備投資と営業展開により、特に関東地区、関西地区の2つの大規模な市場を中心とした地域でのシェア上昇を目指し、業容拡大を図ってまいります。

産業廃棄物中間処理のみにとどまらず、顧客の環境リスクに対するニーズに応えるため、特に2025年に完全子会社化した株式会社ダイセキ環境ソリューションとの連携を密にし、土壌汚染調査・処理、環境分析、ゼロ・エミッション支援等の、企業の環境に対するトータル・プランナーとしての能力を高めることにより、グループとしての事業分野の拡大を図ってまいります。株式会社ダイセキMCRにおいては、鉛のリサイクル業という従来当社グループが持たなかった金属リサイクルを展開、さらには、大型タンク清掃事業の大手であるシステム機工株式会社では、大型タンク以外の清掃事業にも注力しております。今後も「環境」「リサイクル」をキーワードにM&A戦略も積極的に展開してまいります。こうした施策により、当社グループは「環境創造企業グループ」としてさらなる飛躍を目指してまいります。

以上の施策により、中期計画として3期後の2029年2月期には、売上高830億円・営業利益190億円・親会社株主に帰属する当期純利益125億円を目指してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、株主資本コストを上回る連結ROE(自己資本利益率)を維持しつつ、中長期的には連結ROE15%以上を目標としております。なお、当連結会計年度末時点における連結ROEは11.0%となりました。

(4) 経営環境

経営環境につきましては、政治情勢の変動による原油などのエネルギー価格や原材料価格の高騰、物価上昇の継続等による影響を受けましたが、円安によるインバウンド需要の増加や、雇用・所得環境の改善等により、社会経済活動に緩やかな回復の動きが見られ、また、社会の環境に対する意識の高まりや、世界的にカーボンニュートラルへの動きが本格化するなど、当社グループのリサイクル中心の処理方法やリサイクル燃料に対する社会的評価は一段と高まってまいりました。ウクライナ・ロシア情勢、中東情勢については、世界経済が不安定になる可能性があり、現時点でその影響を予測することは困難な状況ですが、当社の経営環境に大きな影響はないものと考えております。

当社グループは、今後の事業拡大のために、引続き人財確保ならびに教育を強化し、環境創造企業として「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」というパーパスを重視した経営を行うことにより、地域社会から愛される企業を目指してまいりました。

当社グループは、その事業の推進そのものが「環境」「社会」への貢献となるものであると確信し、地域の皆様や顧客の皆様からの期待に応えるべく、法令遵守の徹底を図り、また積極的な技術開発や設備投資を実行し、社会から信頼される企業を目指し、事業の拡大を図ってまいり所存です。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

コンプライアンス体制の充実

環境関連事業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を企業の最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。

グループ連携の強化

グループ連携をさらに強化し、情報の共有化を図り、複雑化・高度化する環境に対する社会的ニーズに対応できる体制を整えてまいります。

エリア戦略

当社グループは、引続きエリア戦略として、大規模な市場を有し、かつ相対的に当社グループのシェアが低い関東地区・関西地区において業容拡大のための積極的な設備投資と営業力の注入を継続してまいります。また、新たに北海道地区・東北地区において、新たな拠点の開発に注力してまいります。なお、北海道地区では、2024年9月に事業用地を取得いたしました。

リサイクル技術の向上

当社グループの産業廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。当社グループは、積極的な研究開発・設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。

情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握により的確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また迅速な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの再構築に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

サステナビリティに関する取り組み

当社グループは、金融安定理事会(F S B)が提言した気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures。以下、TCFDという。)に賛同し、2017年に開示した最終報告書「気候変動関連財務情報開示タスクフォースによる提言」に基づき、気候変動問題等に関するシナリオ分析を行っております。対策が不十分で温室効果ガス排出量が大きく2100年に産業革命以降の気温上昇が4.0 となるシナリオと、厳しい気候変動政策が導入され、2100年の気温上昇を1.5 以内に抑える排出量に制限したシナリオの2つを設定し、気候変動による物理的リスク・移行リスクについて財務的影響分析を行い、事業へのインパクトの評価と対応を検討しホームページで開示しております。また当社グループは自然関連財務情報タスクフォース(T N F D : Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)に基づき、投資家などに対し、自社の自然資本や生物多様性に関する依存と影響およびリスクと機会の評価・開示を行っております。さらに当社グループは2025年5月に取締役会の承認を得て、サステナビリティ方針(環境方針、安全衛生方針、人権方針、腐敗防止方針)を改訂・新設しました。これらの方針は、国際的な基準やガイドライン、及び国内の法令等に基づきグループ共通の方針として設定されたものです。

事業インパクト	事業インパクトに紐づくリスク・機会					
	法規制	技術	市場	評判	物理リスク(急性)	物理リスク(慢性)
大	・炭素税やカーボンプライシング制度等の規制強化		・再生燃料の需要の増大 ・低炭素化に向けた新規事業の開始			
中		・低炭素化技術の技術開発費用、設備投資のコスト増 ・産廃処理に求められる水準が高まり処理コスト増	・顧客の被災に伴う入出荷停止 ・災害時に迅速に対応する体制を強化し、支援の需要増加	・低炭素化による顧客からの評価向上 ・低炭素化しないことによる悪い評判	・当社の工場の被災に伴う復旧コスト	
小	・低炭素化による税負担軽減	・車両や設備の更新に伴う業務効率化 ・既存の車両や設備の資産価値の低下	・低炭素仕様の車両や設備の導入が遅れることに伴う入荷業務の障害、収益の低下			・護岸や嵩上げの工事によるコスト増

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、代表取締役社長をトップとする環境マネジメントシステムによる環境経営の体制を構築しております。製造業などの“動脈”産業を陰で支える社会の“静脈”として産業廃棄物を極限までリサイクルし、資源を有効活用するとともに、廃棄物を処理する過程での環境に及ぼす影響の低減に努めております。当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)サステナビリティ全般に関する取組

ガバナンス

当社グループは、地球環境への負荷を低減しながら事業を成長させるため、気候変動に関わる基本方針や主要事項等を検討・審議する組織として、代表取締役社長を含む業務執行役員と、グループ会社の社長を構成員とした「サステナビリティ本部会」を設置しており、取締役会等がリスクと機会の実態を把握・監視できる体制を整備し、気候変動に関するガバナンスの強化をグループ全体で推進しております。

戦略

当社グループは、気候変動や人的資本への取り組みが、企業価値の持続的な向上とサステナブル経営に影響を与えると考えております。当社グループは国際的な基準やガイドライン、及び国内の法令等に基づきグループ共通のサステナビリティ方針（環境方針、安全衛生方針、人権方針、腐敗防止方針）を2025年5月に改訂・新設しました。これらの方針に基づきながら、サステナビリティ活動を推進しております。また、事業基盤の強化や企業価値の向上などの観点を考慮した上で、長期経営ビジョン「VISION 2030」の実現やSDGsへの貢献、サーキュラーエコノミーの実装による社会のサステナビリティ向上等、2030年時点の社会像からのバックキャストिंगにより取り組むべき5点のマテリアリティ（重点課題）を以下のとおり特定しております。

（限られた資源を活かして使う）

独自の環境技術や企業・市民との連携により、化石燃料や天然資源の使用量削減と、廃棄物を資源化して社会に再循環させるサーキュラーエコノミーを創出するとともに、再資源化により自社とお客様から排出されるCO2を削減するカーボン・ニュートラルを実現してまいります。

（ひとりひとりの個性が輝く職場づくり）

社員がそれぞれの個性を尊重し、お互いが支え合う、心身共に健康で働きやすい職場づくりを目指します。また社員が成長しながらプロとして社会やお客様からの信頼を獲得し、家族に誇れる仕事ができる会社を目指します。

（労災事故と環境事故の撲滅）

社員の労災事故や、環境に影響を与える漏洩事故等を事業リスクと考え、必要な経営資源を投入し、これらの事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

（地域社会から愛される企業）

産業廃棄物を取り扱うビジネスは地域住民の皆様のご理解がなければ成立しません。私たちのビジネスへのご理解を深めていただきながら、環境を通じて地域に貢献する活動を進めていきます。

（強固なコンプライアンス・法令遵守の周知・徹底）

産業廃棄物処理業者として法令遵守は何よりも優先すべき重要事項です。全社員を対象とした教育を継続して行い、法令遵守の意識向上と、知識不足による法令違反の防止を図ります。

我が国が目指す2050年カーボン・ニュートラル社会の実現に向けて、経済社会システムを含めた変革が欠かせません。当社は、2023年5月にGXリーグに参画しました。また、当社はサーキュラーエコノミーの実現に必要な産官学の連携を促進するために経済産業省が2023年12月に設立したサーキュラーパートナーズに加入しました。

リスク管理

当社グループのサステナビリティ全般のリスク・機会について、代表取締役社長を長とするサステナビリティ本部会において年2回、環境保全、気候変動問題、人的資本に関係するリスク管理を含む重要事項について、その計画の内容を審議し、策定しております。その後、取締役会に、その計画の内容と進捗状況を報告しております。また、これらのサステナビリティに関する基本方針の策定、マテリアリティ（重点課題）の特定、マテリアリティごとの活動計画や目標設定ならびにその進捗管理、そしてそれらの情報開示に関する事項等の審議及び業務指示等を行い、持続可能な社会の実現に向けた企業活動を推進するための取り組みを進めています。

その他の当社グループ全体のリスクについては、代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当社及び子会社のリスクを網羅的・総括的に管理しております。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努めております。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定めております。

指標及び目標

当社グループは環境への取組として、2027年度までに以下の環境関連目標を定めており、SBTiによる認定を

2022年11月に取得しました。

- 1.Scope 1 1 + Scope 2 2 : 2027年度までに34%削減 (2021年度比)
- 2.Scope 3 3 : 2027年度までに20%削減 (2021年度比)
- 3.再エネ電力への切替 : 2030年度までに100%の電力を再生可能エネルギー由来電力に切替
 - 1 : Scope 1 : 燃料の使用に伴う直接排出
 - 2 : Scope 2 : 外部から購入する電力や熱の使用に伴う間接排出
 - 3 : Scope 3 : Scope 1、2 以外の間接排出

実績 (2024年度) 2025年度数値につきましては現在集計中です。

- 1.Scope 1 : 29,146t-CO₂、Scope 2 : 7,278t-CO₂
- 2.Scope 3 : 172,924t-CO₂
- 3.再生可能エネルギーの導入比率 : 11.3% 4
- 4.再エネ電力の導入比率 : 52.8% 5
 - 4 : 再生可能エネルギーの導入比率 : 事業活動で使用する全てのエネルギー (非再生可能エネルギー + 再生可能エネルギー) に占める再生可能エネルギーの比率
 - 5 : 再エネ電力の導入比率 : 事業活動で使用する電力エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率

施策 (2027年度まで)

- 再エネ導入によるScope 2 の削減
- 営業車のハイブリッド車への切替
- 業務用車のEV化または代替燃料切替の検討
- 省エネタイプの処理施設の導入

考え方

ダイセキグループの主な事業は、製造業のお客様が排出する産業廃棄物の中間処理とリサイクルにより、環境保全と資源循環の価値を生み出すことです。私たちはカーボン・ニュートラルやサーキュラーエコノミーの重要性が叫ばれるようになる前から環境保全をビジネスとしてきました。

ダイセキグループは「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」のパーパスに基づき、環境を通じ社会に貢献する活動を進めています。産業廃棄物の中間処理とリサイクルを中心とする事業活動により、有害な廃棄物の無害化、有用資源の循環、温室効果ガス排出量の削減に貢献しています。このような活動により日本の製造業を始めとする諸産業を支える役目を担っています。

(2) 気候変動に関する取組

環境マネジメントシステムによる環境経営の構築

当社グループでは、代表取締役社長をトップとする環境マネジメントシステムによる環境経営の体制を構築しており、代表取締役社長を含む業務執行役員と、グループ会社の社長を主な構成員としたサステナビリティ本部にて、環境保全や気候変動問題に関係する重要事項の審議・決定を行っております。また、グループ共通の基本理念をもとに、各社で環境方針を制定しております。環境方針は全社員に周知し、環境創造企業として目標の実現に向かって取り組んでおり、ダイセキ、ダイセキ環境ソリューション、及びダイセキMCRはISO14001認証を取得しております。また北陸ダイセキ、グリーンアローズ中部、及びグリーンアローズ九州はエコアクション21認証を取得しています。当社グループは2025年度に廃掃法、大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法等の規定による不利益処分(改善命令、措置命令、事業停止命令等)を受けておりません。また、環境に関する罰金、訴訟等も発生しておりません。

気候変動問題のシナリオ分析及びリスク管理

当社グループではサステナビリティ本部会を設置し、気候変動関連リスクも含めたリスクマネジメントを行っております。気候変動リスクについては影響度と発生頻度だけではリスクの把握が困難であるため、シナリオについて分析を行っております。

・想定する4.0 シナリオ

(対策が不十分で温室効果ガス排出量が大きく、2100年に産業革命以降の気温上昇が4.0)

カーボン・ニュートラルに向けた政策が不透明であり、カーボンプライシング等の化石燃料使用に関する規制が強化されません。ある程度企業のカーボン・ニュートラルに向けた意識は高まるものの、企業がコスト増を許容してまで低炭素製品を選択することはありません。この場合エネルギーコストは変わりません。化石燃料の使用量が減らず、再生燃料はこれまでと同程度の需要が見込まれるため、ダイセキは再生燃料のリサイクル事業を拡大します。また中長期的に気象災害の激甚化が予想されますので、ダイセキは自社が被災するリスクに備えて防災対策を行います。

・想定する1.5 シナリオ

(厳しい気候変動政策が導入され、2100年の気温上昇が1.5 以内)

カーボンプライシング制度や炭素税等の温室効果ガス排出量規制が導入されることで、エネルギーコストが増大するため再生可能エネルギー由来電力(再エネ電力)や排出量の少ない車両や処理施設を導入して対応します。また化石燃料の使用量が減少し、再生燃料の需要も減少するため、売上の減少が予想されます。一方で、排出量の少ない産廃処理サービスや原材料に対する需要が高まります。このようなパラダイムシフトを見越して、ダイセキはマテリアルリサイクルに重心を移します。マテリアルリサイクルは廃棄物を原料として元の製品に近い機能を持つ製品にリサイクルすることです。廃棄に伴う焼却や埋立がなく天然資源も消費しないため、カーボン・ニュートラルと資源循環の実現に貢献できます。

2050年温室効果ガス排出量ゼロに向けて

当社グループでは、2050年カーボン・ニュートラルに向けて、お客様の排出量削減を支援しながら、自社の排出量の削減にも取り組みます。

カーボン・ニュートラルに向けた取り組み

(CO2排出量の少ない設備の導入)

当社グループにおける大きなエネルギーを利用する事業活動は、廃液を処理する活性汚泥のプロワー、廃油処理時に加温するボイラー、鉛リサイクル時の廃鉛の熔解、タンクローリーやトラック等の大型車両の運転です。これらの設備を老朽切替と合わせて省エネタイプのものに切り替えていきます。2025年度はScope1の削減に向けて、ダイセキの関東事業所にて工場内で使用する都市ガスの削減に向けた計画を策定しました。2026年度に設備改良の実施を予定しています。

低炭素仕様の車両の導入

E VやF C Vのように温室効果ガス排出量の少ない大型車両の導入を目指します。

再生可能エネルギー由来電力への切替

事業活動に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、ダイセキ、ダイセキ環境ソリューション、ダイセキM C Rでは再エネ電力を導入しております。2027年度までに全グループ会社で再エネ電力を導入し、Scope 2 排出量をゼロとする計画です。当社グループは再エネ100宣言R E A c t i o nにこの計画を登録して公表しております。

C D PのAランク評価取得

当社グループはこのたび国際的な環境格付け機関であるC D Pの2025年度気候変動部門において最高ランクのAリスト企業に3年連続で選定されました。当社グループの気候変動に向けた取り組みが高く評価されました。

G Xリーグへの参画

2022年2月に経済産業省が公表したG Xリーグ基本構想への賛同を2022年3月に表明し、2023年5月にG Xリーグの活動に参画いたしました。このG Xリーグは「2050年カーボン・ニュートラルのサステナブルな未来像を議論・創造する場」、「カーボン・ニュートラル時代の市場創造やルールメイキングを議論する場」、「カーボン・ニュートラルに向けて掲げた目標に向けて自主的な排出量取引を行う場」として立ち上げられたものです。ダイセキは日本を代表する静脈産業企業として、G Xリーグを通じて他社や国との情報交換や、政策提言を行っております。

温室効果ガス排出量削減効果の顧客へのアピール

自社サービスによる温室効果ガス排出量削減効果をまとめた資料を作成し顧客へのアピールを行っております。ダイセキの強みは排出量の少ない産業廃棄物のリサイクル処理サービスと、化石燃料の代替となり排出量を削減できる再生燃料です。カーボン・ニュートラル実現のため、全国の多くの製造業で排出量削減の需要が高まりこれらのサービスを利用する企業が増えてきております。

循環経済協会への加入

2022年2月に一般社団法人循環経済協会に加入し、委員に就任しました。循環経済協会とは、限りある天然資源を有効活用しながら持続的に発展可能なサーキュラーエコノミー（循環経済社会）の実現に向けて、「循環経済型ビジネス」の開発・実装を推進するために設立された団体です。ダイセキは、今後サーキュラーエコノミーを事業活動に反映することが必要になると考えており、そのために循環経済協会において情報交換や今後のビジネスモデルの検討を進めております。

サーキュラーパートナーズへの加入

2023年12月にサーキュラーパートナーズに加入しました。これは経済産業省が2023年3月に策定した「成長志向型の資源自立経済戦略」に基づき、サーキュラーエコノミーの実現に必要な産官学の連携を促進するために設立したパートナーシップです。当社グループは、サーキュラーパートナーズの中に設置された3つのワーキンググループである「ビジョン・ロードマップ」、「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」、「地域循環モデル」の議論に参加し、サーキュラーエコノミーに貢献するビジネスの検討を進めております。

（3）人的資本に関する取り組み

当社グループでは、「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」として、100年続く企業を目指すためには、社員ひとりひとりが環境問題に立ち向かい、それを会社が後押ししなければいけないと考えております。そのためには、社員が自律した人財として活躍し、会社がその人財価値を最大限引き出すことが重要だと考えております。

ガバナンス

当社グループでは、人財戦略・育成はグループ全体の経営の重要項目という認識のもと、代表取締役社長を含む業務執行役員と、グループ会社の社長を構成員としたサステナビリティ本部会を設置しており、取締役会等がリスクと機会の実態を把握・監視できる体制を整備し、人財育成に向けた取組、職場環境整備、ダイバーシティ&インクルージョン施策、健康経営戦略に対する取組に関するガバナンスの強化をグループ全体で推進しております。

戦略

当社グループでは、人的資本経営とESG経営は、相互に関連しており、当社グループが社会に貢献するためには不可欠であると考えております。そのためには人財戦略が重要となるため、様々な施策を行うことにより企業価値の向上と新たな価値の創出に向け、「家族に誇れる会社」をキーワードにサステナビリティを意識した人的資本経営を取り組んでおります。

（人財育成方針）

当社グループでは、会社の経営戦略の実現には、様々な人財の活躍が必要であると考えております。次世代経営人財の育成を中核と位置付け、新入社員から管理職までの階層別教育を充実していくとともに、社員のキャリア志向に応じた育成プログラムを充実することで、内発的動機付けを高めてまいります。また、人財教育を目的としたジョブローテーションを活用することで、社員の視野を広げ、仕事への好奇心と社内コミュニケーションを向上させていきます。

a. 人財育成

当社グループの持続的成長の実現のためには、「経営視点を持った人財」、「技術開発視点を持った人財」、「新規開拓営業ができる人財」の育成が必要であると考えております。次世代経営人財の育成を中核と位置付け、様々な施策を行うことにより、社会の変化や多様な価値観に柔軟に対応できる人財の育成を行ってまいります。また、時代の働き方に合った人事制度の改革を検討し、社員ひとりひとりの「働きがい」の向上を促していきます。

b. ダイバーシティ&インクルージョン

当社グループでは創造的な事業活動を拡大するため、「ダイバーシティ&インクルージョン」に取り組んでおります。社会課題を解決し、常にスピード感を持って新しい価値を創出し続けるには、多様な人財の知見を最大限に生かし、新しい発想やイノベーションを生み出す必要があります。社員の国籍・性別や属性を問わず、多様な価値観や考えを持った人財を互いに尊重し合い、個性や能力を存分に発揮し活躍できる環境づくりを推進しております。当社グループは人種、宗教、性別、性的指向、年齢、国籍、障がい等の多様性を認め、あらゆる人権を尊重し、ダイバーシティの推進に向け取り組んでまいります。

c. 健康経営戦略

ダイセキは2021年度に健康経営戦略を策定しました。健康経営で解決したい課題を明確化したうえで、必要な投資と具体的な取り組みを推進いたします。

(社内環境整備方針)

当社グループでは、家族に誇れる会社にするため、社員が仕事と私生活の両面で充実していることが重要であると考えております。社員ひとりひとりが働きがいを感じ、成長の意欲を高く持つためには、仕事を通じた成功体験の積み重ね、認め合う・褒め合う文化の醸成によるチームワークの発揮、限られた時間内で効率的に成果を出すことによる私生活の充実、その軸である社員とその家族の健康と安全が重要だと考えております。当社グループは、身近な職場環境から地球環境まで目を向け、成長しチャレンジし続けられる風土を構築し、生き生きと働くことが出来る職場環境を提供します。

a. ダイバーシティ&インクルージョン施策

- ・女性の社外取締役と女性社員の懇談会の開催
- ・健康経営の推進のため、保健師複数名を採用
- ・ダイバーシティ推進に向けた女性管理職候補者の育成

b. 健康経営施策

社員の健康が「会社の健全な成長を支える経営基盤である」との考え方を基本とし、代表取締役社長が号令をかけて健康経営に取り組んでおります。社員の人間ドックの結果を受けて、適切な検査や治療を行うように社員に指導しております。生活習慣改善、メンタルヘルス対策、禁煙治療等の指導や支援も行っております。

・定期健康診断、人間ドックの実施

当社グループは社員の健康の維持・増進に向け、全社員による定期健康診断受診を継続しております。また、対象となる社員に人間ドックを実施し、病気の早期発見・治療ができるよう努めております。また、人間ドック再検査受診のための特別休暇制度・配偶者検診費用補助制度等も充実させました。

・ストレスチェックの実施

当社グループでは社員のストレスチェックを実施しております。高ストレスの結果が出た社員には希望に応じて医師面談や相談のうえで適宜配置転換等を行っております。

・保健師による健康指導

2023年度から保健師を採用し、社員の健康相談や職場巡回を行っております。

・健康経営優良法人の認定

ダイセキ、ダイセキ環境ソリューション及びダイセキMCRは社員の心身の健康の維持増進と働きやすい職場づくりに取り組み、「健康経営優良法人」に認定されました。特にダイセキは、5年連続で健康経営優良法人に認定されています。今後は社員がより高いパフォーマンスを発揮できる職場環境を整備し、それぞれホワイト500、ブライツ500の認定を目指します。

c. 職場環境改善プロジェクト

当社グループでは「職場環境改善プロジェクト」を実施しています。これは社員ひとりひとりが安全で健康に働くことができる職場をつくることを目的とした社内の改善活動です。プロジェクトの担当者が社員から職場環境改善に向けた意見を聞き、各部署と連携し改善を進めています。

d. 人権保護

当社グループは、コアバリューである「未来をつくる 人をつくる」を念頭に、国内および国際的な動向を常に踏まえながら人権の尊重や差別の防止のための取組みを徹底して行っています。取組みの加速と透明性の確保のため、2025年4月には国連グローバルコンパクトへの署名を行うとともに、2025年5月には「ダイセキグループ人権方針」を設定し、ダイセキグループで一体となった人権保護の取組みを推進しています。

ダイセキグループ人権方針

ダイセキグループは、「世界人権宣言」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、及び「国連グローバル・コンパクト」の10原則を含む国際的な人権基準を支持、尊重しています。ダイセキグループは国際的に認められた人権を尊重し、事業活動を行う国や地域の関連する法令の遵守を徹底します。本方針は、「ダイセキグループ倫理綱領」の一部として、ダイセキグループすべての事業活動における基盤となるものです。

1. 適用範囲

本方針は、ダイセキグループすべての役員と従業員（嘱託、パート従業員、臨時従業員、有期雇用の従業員を含む。）（以下「役職員等」という。）に適用します。

2. 人権尊重の責任

他者の人権を侵害せず、事業活動で生じる人権の負の影響に対処します。また、役職員等がそれぞれの個性を尊重し、お互いが支え合い、心身共に健康で安全に働きやすい職場を目指します。さらに役職員等が成長しながらプロとして社会からの信頼を獲得し、「家族に誇れる会社」を目指します。

3. 人権デューデリジェンスの実施

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響の防止または軽減に向け継続的に取り組みます。

人権デューデリジェンスとは、人権侵害を防止・軽減し、企業価値の毀損リスクを低減すること

人権への負の影響とは、人権を無視した不法な行為によって、個人の尊厳を傷つける行為やその結果のこと

4. 是正と救済

国際基準に沿った内部通報制度を整備し、人権に対する負の影響を受けた人を救済するために、適切な措置を講じます。役職員等がハラスメント、人権侵害、職場環境について相談できる相談窓口を運用します。相談窓口の利用にあたっては、秘密が厳守され、利用者は通報に伴ういかなる不利益も受けません。通報があった場合は、コンプライアンス委員会が調査し、必要な場合は是正や救済を実施します。

5. 教育

本方針の実践のために、役職員等に対して入社時及び定期的に教育を実施します。

6. ステークホルダーとの対話・協議

ダイセキグループは「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」をパーパスとし、持続可能な社会への貢献を使命と考えています。事業活動に伴う人権の負の影響について、ステークホルダーと対話しながら誠実に対応します。

e. ワークライフバランス実現に向けた支援

当社グループでは2025年度に32名の社員が育児休業を取得し、うち21名は男性社員でした。時差出勤やテレワークシステムを導入、そして幼い子どものいる社員を対象とした特別休暇制度を導入しております。また、子どもが小学校4年生の始期に達するまでは利用できる時短勤務制度を導入しております。

f. 従業員持株会制度

当社グループは社員を人的資本と考え、社員が当社の経営に関心を持てるように、福利厚生制度の一環として、積立額の15%の持株会奨励金を付与し、社員の自社株取得を支援しております。

リスク管理

人的資本に関するリスク管理は、サステナビリティ全般に関する取組に組み込まれております。詳細につきましては、「(1) サステナビリティ全般に関する取組 リスク管理」をご参照ください。

指標と目標

(人財育成強化目標)

当社グループでは社員を人的資本ととらえて積極的に研修を実施しております。2021年度からは従来の課長研修、主任研修に加えて、評価者研修、eラーニングを始めました。

a. 人財育成施策

教育体系の見直し

- ・人事制度改革と共に、教育体系の見直しを実施

資格取得支援の充実

- ・ 2023年度に「資格取得推奨」に関する手当制度の見直しを実施
- ・ 2023年度に資格試験料補助の明確化や難関資格取得時の一時金支給などの見直しを実施
 - ・ 「100年続く企業」及び「VISION2030」の成長を支える人財成長の支援及び人財の獲得
- ・ 現場を支える社員の育成
- ・ 技術開発を推進する社員の育成
- ・ 事業を支える社員の育成及び育成体系の構築
 - ・ 組織間の連携推進による企業風土改革
 - ・ 新たなチャレンジを後押しする制度構築
- ・ 「自ら多方面の知見を吸収し、行動する人財」を創出するためのしくみづくり
(ダイバーシティ&インクルージョン目標)
- a. 女性活躍推進：2029年度末（目標を2026年度末から変更しました）までに管理職の女性比率10%
女性管理職比率：2020年度は1.6%でしたが、2025年度は6.9%となりました。
- b. 中途採用の促進：様々な経験・スキル・専門知識を有する方の採用を積極的に推進
- c. 様々な特性をもつ方の採用・活躍推進
様々な特性をもつ方の募集を通年行い、その特性に応じた就業配慮を行い、個々のスキルや特性を生かした活躍の場を提供していきます。
- d. 健康経営の推進に向けて
当社グループでは健康経営の推進に向けて、具体的な数値目標を設定しております。
離職率：2%未満（1%未満）（ ）はダイセキ単体の数値
有給休暇取得率：80%以上（80%以上）

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制リスク

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等

当社グループは、産業廃棄物の収集運搬・中間処理を主たる業としており、当該事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という。)及びその関係法令等により規制されております。基本法である「廃掃法」では、廃棄物の適正処理のための様々な規制を行っております。基本的に、廃棄物処理業は許可制であり、当社グループの主要業務である産業廃棄物処理事業は各都道府県知事又は政令市長の許可が必要とされ、また、産業廃棄物処理施設の新設・増設に関しても各都道府県知事又は政令市長の許可を必要とする旨規定されております。

当社グループは、「廃掃法」に基づいて、産業廃棄物の収集運搬・中間処理業を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一、「廃掃法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

建設業関係法令

当社グループにおける土壤汚染処理事業においては、原位置での処理の場合と、土壤を掘削し、掘削除去した土壤を処理する場合があります。原位置での処理と土壤の掘削については、土木工事に該当するため、「建設業法」の規制を受けます。

当社グループは、土木工事業等について「特定建設業」の許可を取得しておりますが、万一、「建設業法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

土壤汚染調査・処理関係法令

当社グループにおける土壤汚染調査・処理事業においては、工場跡地等の不動産の売買時や同土地の再開発時に汚染の有無を確認するための調査を行っておりますが、「土壤汚染対策法」で土壤汚染状況調査を義務付けられた区域の調査は、環境大臣による指定を受けた「指定調査機関」が調査を行うこととされております。

当社グループは、「指定調査機関」の指定を受けておりますが、万一、「土壤汚染対策法」に抵触し、「指定調査機関」の指定を取り消された場合は、「土壤汚染対策法」で土壤汚染状況調査及び第16条第1項の調査を義務付けられた区域の調査を受注することができなくなるため、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

計量証明事業関係法令

当社グループにおける計量証明事業は、土壤中の有害物質の分析や廃棄物の成分分析を主に行っており、当該事業は「計量法」の規制を受けます。

当社グループは、「計量証明事業」の認定を受けておりますが、万一、「計量法」に抵触し「計量証明事業」の登録や認定の取消等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

(2) 市場ニーズの変化

当社グループにおける土壤汚染調査・処理の需要は、企業の環境投資や「土壤汚染対策法」及び各地方自治体により施行される条例等の影響を受けます。

例えば、土壤汚染調査が必要な場合は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合や、3,000㎡以上の土地の形質変更を届け出て都道府県知事等に汚染のおそれがあると判断された場合(土壤汚染対策法)等、法令や条例等により具体的に決められており、その際の調査方法、浄化対策等もそれぞれ法令や条例等で基準が設定されております。

今後、法令や条例等が新設又は改正される場合、その内容によっては、調査、処理の機会が増加し、調査方法、浄化対策等の基準もさらに厳しくなると考えられます。その結果、土壤汚染調査・処理の需要が拡大する可能性があります。法規制の強化に当社グループが対応できない場合は、拡大する需要を受注に結びつけられず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 気候変動に関するリスク

当社グループは、気候変動に伴う自然災害や異常気象等によってもたらされる物理的な被害や気候関連の規制強化及び脱炭素化・低炭素化社会への移行関連コストが当社グループや取引先の業務状況等に影響を及ぼした場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループは、気候変動による事業リスクを重視し、TCFDの提言に賛同し、環境課題の解決に向けて取り組むとともに、統合報告書等により環境情報の適切な開示を行ってまいります。しかしながら、年々深刻さを増す気候変動の影響は大きく、将来、環境規制への適応が極めて困難な事象や不測の事態が発生する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種経済政策の効果により、景気は緩やかな回復傾向は見られたものの、世界情勢を踏まえた原材料費、労務費等の高騰による物価上昇や不安定な海外情勢、米国の通商政策の影響による関税の影響などから、国内鉱工業生産は引き続き低調に推移しました。

こうした経済情勢下、グループの主力事業である株式会社ダイセキの工場廃液を中心とした産業廃棄物の処理事業は、原材料費、労務費等の上昇があったものの、リサイクル燃料の原料となる廃液を新規顧客等から積極的に獲得し、入荷量を増加に転じさせたことにより期初計画は下回ったものの、売上高、営業利益、経常利益、純利益のいずれも過去最高となりました。

株式会社ダイセキ環境ソリューションの土壌汚染処理関連事業は、中東情勢の緊迫化の影響を受け、建設資材の価格高騰や労務費の上昇及び労働人口減少に伴う労働需給逼迫といった課題があるものの、政府建設投資が堅調である上、民間建設投資も増加傾向にあり、前期から継続中の関東エリアの大規模・高付加価値案件や中部エリアの大規模インフラ整備案件が順調に推移したことにより売上は増収となりました。

株式会社ダイセキMCRの鉛リサイクル事業は、昨年度実施した大規模修繕のおかげで、工場での生産は順調に推移し、売上は過去最高となりましたが、鉛の市場価格及び原材料費などの上昇の影響等により利益は計画を下回りました。システム機工株式会社の大型タンク等の洗浄事業は、高収益工事案件完了及び、株式会社ダイセキとの連携による顧客案件獲得等により、売上、利益共に過去最高となりました。

当社グループは、今後の事業拡大のために、引続き人材確保ならびに教育を強化し、環境創造企業として「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」というパーパスを重視した経営を行うことにより、地域社会から愛される企業を目指してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高71,845百万円(前年同期比6.7%増)、営業利益14,588百万円(同1.8%増)、経常利益14,885百万円(同0.3%増)となり売上高は過去最高の業績となりましたが、事業譲受に伴う減損損失の影響により親会社株主に帰属する当期純利益9,155百万円(同1.6%減)となりました。

また、当社グループの総資産は、前連結会計年度末に比べ8,458百万円減少し105,176百万円となりました。これは主に受取手形、売掛金及び契約資産が2,240百万円、有形固定資産が1,696百万円増加したものの、現金及び預金12,017百万円が減少したこと等によります。負債は21,773百万円と前連結会計年度末に比べ1,988百万円増加いたしました。これは主に短期借入金1,330百万円、賞与引当金が205百万円、役員退職慰労引当金が270百万円増加したこと等によります。純資産は83,403百万円と前連結会計年度末に比べ10,447百万円減少いたしました。これは主に自己株式の消却等により利益剰余金が6,030百万円、連結子会社の株式追加取得等により資本剰余金が5,582百万円それぞれ減少したことによるものであります。

当社グループは、環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動による資金の獲得10,984百万円、投資活動による資金の支出4,071百万円、財務活動による資金の支出18,733百万円により、前連結会計年度末に比べ11,820百万円減少し、当連結会計年度末には18,301百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に法人税等の支払額4,613百万円、売上債権の増加額2,395百万円、仕入債務の減少額655百万円等があったものの、税金等調整前当期純利益14,587百万円、減価償却費3,514百万円等により、総額では10,984百万円の収入(前年同期比20.5%減)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入1,212百万円、有形固定資産の売却による収入839百万円等があったものの、有形固定資産の取得による支出6,008百万円等により、総額では4,071百万円の支出(同44.0%減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入金の純増額1,330百万円、長期借入れによる収入700百万円があったものの、連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出13,006百万円、配当金の支払額3,577百万円、自己株式の取得による支出2,950百万円、長期借入金の返済による支出975百万円等により、総額では18,733百万円の支出(同252.0%増)となりました。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおり、環境関連事業の単一セグメントであります。

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	前年同期比(%)
環境関連事業(百万円)	70,949	108.1

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 処理実績等にて記載しております。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	前年同期比(%)
環境関連事業(百万円)	672	86.7

(3) 受注実績

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
環境関連事業	68,601	93.5	8,444	79.7

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	前年同期比(%)
環境関連事業(百万円)	71,845	106.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える重要な見積りは次のとおりであります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

のれん及び顧客関連資産は、その効果の発現する期間を見積り、その期間に基づく定額法により償却しております。また、のれん及び顧客関連資産の評価にあたっては、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローや割引率等の見積りや仮定を用いており、将来の事業計画や経営環境の変化等によりこれらの見直しが必要となった場合、減損損失が発生する可能性があります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態の分析)

当社グループの総資産は、前連結会計年度末に比べ8,458百万円減少し105,176百万円となりました。これは主に受取手形、売掛金及び契約資産が2,240百万円、有形固定資産が1,696百万円増加したものの、現金及び預金12,017百万円が減少したこと等によります。負債は21,773百万円と前連結会計年度末に比べ1,988百万円増加いたしました。これは主に短期借入金1,330百万円、賞与引当金が205百万円、役員退職慰労引当金が270百万円増加したこと等によります。純資産は83,403百万円と前連結会計年度末に比べ10,447百万円減少いたしました。これは主に自己株式の消却等により利益剰余金が6,030百万円、連結子会社の株式追加取得等により資本剰余金が5,582百万円それぞれ減少したことによるものであります。

(経営成績の分析)

当連結会計年度の売上高は71,845百万円(前連結会計年度は67,304百万円)となり、4,541百万円増加いたしました。また、売上原価は47,757百万円(前連結会計年度は44,856百万円)となり、2,901百万円増加いたしました。これは主に当社グループの主力事業である工場廃液を中心とした産業廃棄物の処理事業は、原材料費・労務費等の上昇があったものの、リサイクル燃料の原料となる廃液を新規顧客等から積極的に獲得し、入荷量を増加に転じさせたこと等によります。当社グループは、気候変動や人的資本への取り組みを強化し、また、その事業の推進が「環境」への貢献となるものであると確信し、環境創造企業として「限られた資源を活かして使う『環境を通じ社会に貢献する環境創造企業』」というパーパスを重視した経営を行うことにより、持続可能な環境・社会・経済に貢献してまいります。

販売費及び一般管理費は9,499百万円(前連結会計年度は8,129百万円)となり、1,370百万円増加いたしました。これは主に支払手数料及び人件費等が増加したためであります。

これらの結果、営業利益は14,588百万円(前年同期比1.8%増)、経常利益は14,885百万円(同0.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は9,155百万円(同1.6%減)、ROE(自己資本利益率)は11.0%(前連結会計年度は11.2%)となりました。

(キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは、産業廃棄物中間処理、製品の製造に使用する原材料の購入や製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用、継続的な研究開発のための費用であります。また、長期性の資金需要は、工場等の設備の投資であります。

これらの運転資金や設備資金は、自己資金により調達することを基本としておりますが、必要に応じて金融機関等より調達していく考えであります。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

当連結会計年度におきましては、連結ROEは11.0%(前連結会計年度は11.2%)となりました。引続き連結ROEの継続的な向上に向け、効率的な事業経営に取り組んでまいります。

5 【重要な契約等】

(子会社株式の追加取得)

当社は、2025年10月2日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ダイセキ環境ソリューションの完全子会社化を目的として、金融商品取引法に基づく公開買付けにより株券等を取得することを決議し、本公開買付けを実施いたしました。本公開買付けは2025年11月17日をもって終了し、その後、株式売渡請求を行い、2025年12月23日付で株式会社ダイセキ環境ソリューションを完全子会社としております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

(事業譲受)

当社は、2025年12月10日付にてSyncMOF株式会社からMOF事業の事業譲受について事業譲渡契約書を締結し、2026年1月30日に当該事業譲受を行いました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当社グループの主な研究開発活動は、産業廃棄物を有効利用するために、産業廃棄物から再利用可能な資源を回収し、それらをリサイクルする技術、及び複雑化する産業廃棄物を複合処理する技術等の研究開発であります。当連結会計年度における主な研究開発実績は、次のとおりであります。なお、当社グループは環境関連事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

アンモニア含有廃棄物(気体・液体)からのアンモニア回収についての研究

リサイクルが困難な廃棄物からの有用資源の回収についての研究

サーマルリカバリーからマテリアルリサイクルへの研究

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は183百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度における設備投資総額は6,035百万円であります。

なお、当社グループの事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおり、環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (名古屋市港区)	統括業務施設	909	35	176 (1,882)	137	1,259	76
名古屋事業所 (名古屋市港区)	産業廃棄物処理施設等	653	631	2,246 (57,535) [29,692]	343	3,874	210
北陸事業所 (石川県白山市)	産業廃棄物処理施設等	608	725	172 (20,692)	50	1,557	100
関西事業所 (兵庫県明石市・加古郡)	産業廃棄物処理施設等	1,489	721	9,335 (85,587)	36	11,583	109
九州事業所 (北九州市若松区)	産業廃棄物処理施設等	2,206	1,113	2,197 (79,473)	76	5,594	109
関東事業所 (栃木県佐野市)	産業廃棄物処理施設等	771	403	1,813 (48,430)	37	3,025	137
千葉事業所 (千葉県袖ヶ浦市)	産業廃棄物処理施設等	513	154	482 (7,070)	81	1,230	43
広島事業所 (広島県東広島市)	産業廃棄物処理施設等	1,075	529	184 (20,454)	25	1,814	18

(2) 国内子会社

2026年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)ダイセキ環境 ソリューション	本社 (名古屋市瑞穂区)	統括業務施設 環境分析施設 産業廃棄物処理施設	292	17	263 (2,495)	36	609	86
	名古屋 リサイクルセンター (愛知県東海市)	土壌汚染処理施設	1,113	236	395 (17,790)	4	1,750	10
	横浜恵比須 リサイクルセンター (横浜市神奈川区)	土壌汚染処理施設	1,286	10	2,900 (15,059)	115	4,312	4
	大阪リサイクルセンター (大阪市大正区)	土壌汚染処理施設等	206	7	1,260 (11,654)	107	1,582	4
	弥富リサイクルセンター 及び名古屋トランシップ センター (愛知県弥富市)	土壌汚染処理施設 微量PCB廃棄物保管 施設	1,174	34	704 (15,840)	2	1,915	8
	岐阜リサイクルセンター (岐阜県可児市)	土壌汚染処理施設	277	130	537 (19,015)	4	949	4
(株)グリーンアロー ズ中部	静岡工場 (静岡市駿河区)	石膏ボード処理施設	815	272	818 (12,568)	230	2,136	4
(株)ダイセキMCR	本社等 (栃木県宇都宮市)	鉛精錬施設等	1,115	340	1,102 (32,014)	24	2,583	90

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定を含んでおります。
2. 上記中 [] 内は賃借中の土地の面積で、外数であります。
3. (1) 提出会社における名古屋事業所の土地及び建物には福利厚生施設を含んでおります。
4. 従業員数は、就業人員数(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万 円)	既支払額 (百万 円)		着手	完了	
(株)ダイセキ環境ソ リューション 静岡資源循環セン ター(仮称)	静岡県静 岡市	工場新 設	未定 (注)1	1,683	自己資金 及び借入 金	2024年3月	2028年度	(注)2

- (注) 1. 建設金額が確定していない計画については、投資予定額を未定としています。
2. 完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。
3. 金額に消費税等を含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	79,200,000
計	79,200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2026年5月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,000,000	48,000,000	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミア市場	単元株式数 100株
計	48,000,000	48,000,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年9月1日 (注)2.	8,600,000	51,600,000	-	6,382	-	7,051
2021年11月18日 (注)1.	600,000	51,000,000	-	6,382	-	7,051
2025年10月14日 (注)1.	3,000,000	48,000,000	-	6,382	-	7,051

(注)1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 株式分割(1:1.2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	22	28	80	235	11	5,745	6,121	-
所有株式数(単元)	-	155,245	13,597	64,114	160,746	59	85,009	478,770	123,000
所有株式数の割合(%)	-	32.42	2.83	13.39	33.57	0.01	17.75	100	-

(注) 1. 自己株式714,476株は、「個人その他」に7,144単元、「単元未満株式の状況」に76株含まれております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ23単元及び94株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	7,540	15.94
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12	5,480	11.58
有限会社こども未来研究所	愛知県岩倉市下本町真光寺53-6	2,580	5.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,998	4.22
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) (常任代理人香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,515	3.20
CEP LUX-ORBIS SICAV (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	31 Z.A. BOURMICH T, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,501	3.17
J P MORGAN CHASE BANK (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,377	2.91
有限会社博泰	名古屋市緑区鶴が沢1丁目911番地	1,228	2.59
株式会社ホリコーポレーション	名古屋市東区徳川町1217	1,117	2.36
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,116	2.36
計	-	25,456	53.83

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7,540千株
株式会社日本カストディ銀行	5,480千株

2. 2025年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が2025年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,186	2.33
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	1,090	2.14

3. 2025年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、グローバル・アルファ・キャピタル・マネージメント・エルティエーディーが2025年9月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
グローバル・アルファ・キャピタル・マネージメント・エルティエーディー	カナダ、ケベック州モントリオール市マギル・カレッジ1300-1800	2,219	4.35

4. 2025年11月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるノムラインターナショナルピーエルシーが2025年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	130	0.27
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	2,745	5.72

5. 2025年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッドが2025年11月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス	2,526	5.26

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 714,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,162,600	471,626	-
単元未満株式	普通株式 123,000	-	-
発行済株式総数	48,000,000	-	-
総株主の議決権	-	471,626	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,300株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数23個が含まれております。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ダイセキ	名古屋市港区船見町 1番地86	714,400	-	714,400	1.48
計	-	714,400	-	714,400	1.48

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年4月8日)での決議状況 (取得期間2025年4月9日~2025年7月31日)	800,000(上限)	3,200,000,000(上限)
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	800,000	2,947,847,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	800,000	252,152,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	7.8
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	7.8

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の買取りによる株式数は含まれておりません。
2. 取得期間は約定ベース、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,239	824,480
当期間における取得自己株式	200	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式1,239株は、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブにおける株式の無償取得による増加1,000株、単元未満株式の買取りによる増加239株によるものであります。
2. 当期間における取得自己株式200株は、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブにおける株式の無償取得による増加200株によるものであります。
3. 当期間における取得自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブにおける株式の無償取得による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	3,000,000	11,605,767,135	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係 る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	24	85,560	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬による自己株式の処 分)	9,800	35,231,000	-	-
その他 (従業員持株会向け譲渡制限付株式インセ ンティブによる自己株式の処分)	-	-	-	-
保有自己株式数	714,476	-	714,676	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブにおける株式の無償取得による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主各位への積極的な利益還元を実行していくため、業績に対応した配当の実施、自社株式取得等による株主還元を最重要課題として考えております。従って、業績の推移、業界環境、配当性向を勘案し、併せて経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して、配当を決定する方針を採っております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

配当性向に関しては、収益力の向上、財務体質の強化及び内部留保とのバランスを考慮しつつ、株主還元策として配当を段階的に増やしていくことを積極的に進めていくことにより徐々に引き上げてまいります。また、必要に応じて自社株式取得を実行することによる株主還元を進めてまいります。

上記方針に基づき当事業年度の期末配当金につきましては、2026年5月28日開催予定の定時株主総会にて、1株当たり40円の配当を決議する予定であります。また、1株当たり年間配当金は、既に実施済の中間配当金36円を合わせて76円となり、当事業年度の連結での配当性向は39.3%となる予定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるため内部留保の充実を図り、設備投資や技術開発等に積極的に投資してまいりたいと存じます。

当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年10月2日 取締役会決議	1,702	36.0
2026年5月28日 定時株主総会決議予定	1,891	40.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業経営における透明性及び健全性向上のため、法令及び社会規範を遵守した企業活動を最重要課題として位置づけています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(1) 企業統治の体制の概要

当社は取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。

当社は、代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めております。また、各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化しております。

グループ全般に係る迅速かつ確かな意思決定と効率的な組織運営を目的とし、取締役会の開催頻度を高くしております。また、経営の意思決定及び監督機能と執行機能を分離することにより、業務執行の効率化、迅速化、責任の明確化を図り、機動的かつ効率的な経営体制を構築するため、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名(代表取締役社長執行役員山本哲也、代表取締役副社長執行役員伊藤泰雄、取締役専務執行役員天野浩二及び社外取締役岡田満)及び監査等委員である取締役3名(すべて社外取締役、佐橋典一、前田勝己、菅沼綾子)で構成されております(有価証券報告書提出日現在)。また、内1名は女性取締役に、ダイバーシティにも配慮した人員構成となっております。なお、2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、この議案が承認可決されますと、提出日現在の状況に対して監査等委員でない取締役4名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(すべて社外取締役)で構成される予定です。的確かつ迅速な業務運営の実現及び取締役会の透明性の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的とし、独立性の高い社外取締役が過半数を占める体制としており、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の重要事項の決定や業務執行の監督を行っております。

経営会議は、取締役、執行役員、各事業所長及び連結子会社の取締役等が出席し、月1回開催しております。また、関係取締役、執行役員、各部門長等が出席する営業情報会議を月1回開催し、営業情報の共有化による業務の効率化に取り組んでおります。

監査等委員会は当社と利害関係のない社外取締役3名(佐橋典一、前田勝己(委員長)、菅沼綾子)で構成されており、原則として月1回開催しております。監査等委員会では、監査等に関する重要な事項の報告、協議及び決議を行っております。

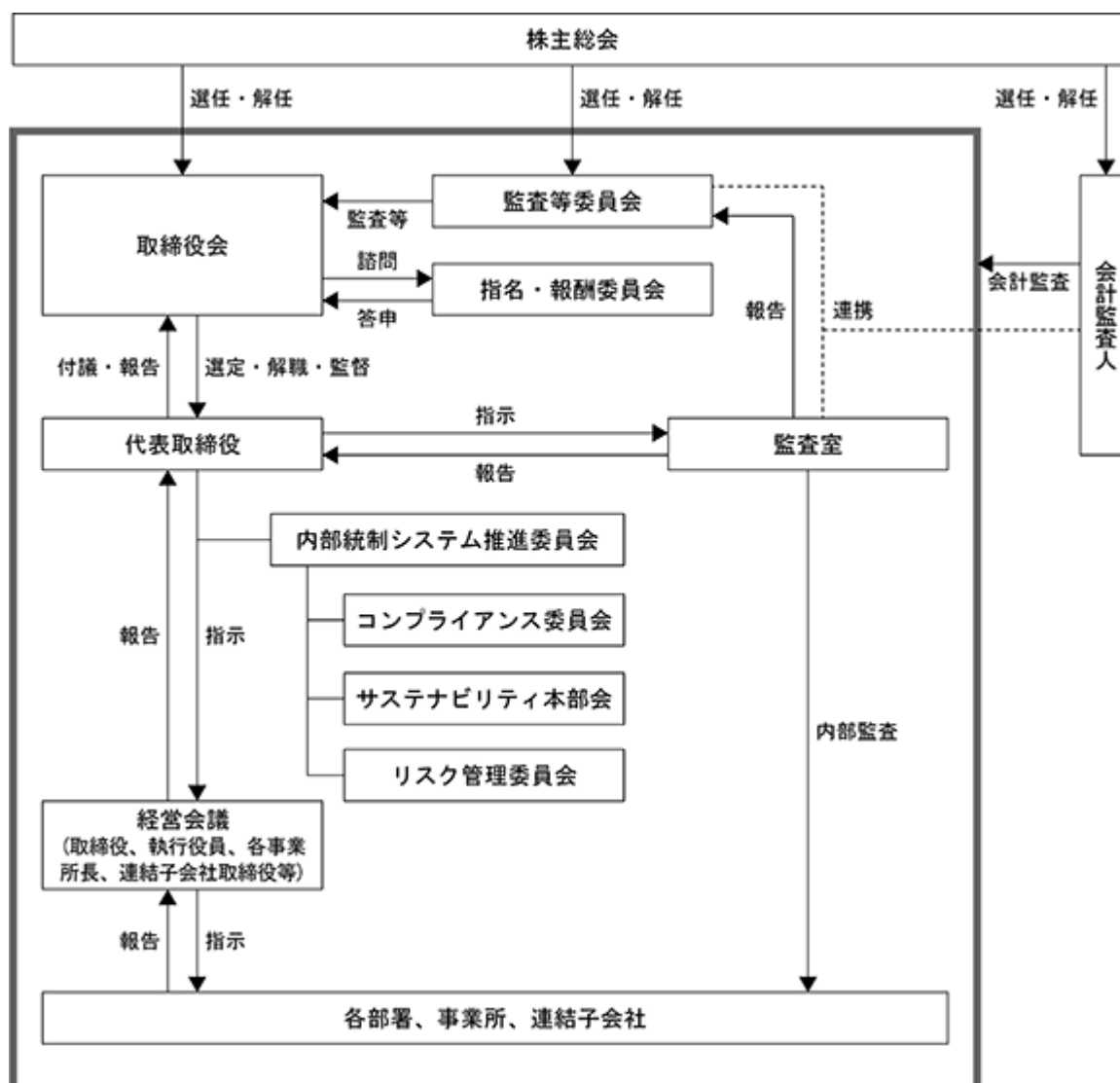
取締役の指名・解任及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とした取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の指名や報酬については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議し、その結果を取締役に助言・提言を行うことで、取締役の指名・解任及び報酬等の決定について手続の客観性、公正性を高めております。

気候変動関連を含むグループ全体のリスクのモニタリングや再評価、重要リスクの絞り込み等を行い、気候変動に関わる基本方針や主要事項等を検討・審議する組織として、代表取締役社長を長とし、取締役、執行役員を主な構成員とした「サステナビリティ本部会」を設置しております。

(2) 企業統治体制を採用する理由

当社は、内部監査及び内部統制の評価に関する業務につきましては、代表取締役社長直属の監査室を設置し、専任の3名(有価証券報告書提出日現在)が計画的に実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。また、監査室は、監査等委員会と、それぞれの監査の方法や結果、及び内部統制の状況について報告、情報交換を行い、会計監査人とも連携して、効率的な業務監査を行うべく、監査機能の強化に取り組んでおります。監査等委員会は3名の監査等委員である取締役(すべて社外取締役)で構成され、原則として毎月1回監査等委員会を開催するほか、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行等に関する聴取を行い、必要な監査及び助言等を行っております。また、決算期においては会計帳簿の調査、事業報告、連結計算書類、計算書類及び附属明細書の監査を行い監査報告書を作成しております。これらにより、当社の企業統治体制は、十分な監督・監査機能を発揮できると判断しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



(3) 企業統治体制に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることを目的として、以下のとおり内部統制に関する体制の整備・充実を図っております。

当社は取締役会において内部統制システム整備に関する基本方針を定めており、その基本方針の概要は、次のとおりとなります。

- 1．当社では内部統制システム整備のため代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を設置し、内部統制システムプログラムに従い、その具体化を進めております。
- 2．当社では社会的責任と公共的責任を経営の最重要課題と位置付け、代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を本社内に設置、「倫理憲章」を制定し社内外に公開しております。また、各部署においては、担当取締役及び執行役員を中心とする全社員参加のコンプライアンス勉強会を月1回以上の頻度で開催する等の啓発活動を継続的に行うことにより、コンプライアンス体制の充実を図っております。
- 3．当社は取締役会において「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

監査等委員会の機能を強化するため、以下の取り組みを行っております。

- a．独立性を有する社外取締役を3名選任しています。それぞれ、経営陣とは独立した視点から意見表明できる学識経験者であります。また、内1名は女性であり、女性ならではの視点で助言を行っていただくため、社外取締役として選任しております。
- b．監査等委員会に報告すべき事項を定める「監査等委員会規則」を制定し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員は次に定める事項を報告することとしております。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

毎月の経営状況で重要な事項

内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

重大な法令・定款違反

コンプライアンス相談窓口(企業倫理ホットライン)の通報・相談状況及び内容

その他コンプライアンス上重要な事項

使用人は「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」及び「重大な法令・定款違反」に関する重大な事項を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては、「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定めております。

代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当社及び子会社のリスクを網羅的・総合的に管理しております。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努めております。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定めております。

監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、改善策を審議・決定しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するための体制の整備については、子会社が当社へ報告する内容や手続を定めた「関係会社管理規程」に基づき、定期的に子会社より事業報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項について当社と協議を行い、承認を得ることにより子会社の業務の適正を確保しております。また、子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、監査室が必要に応じ実施しております。

役員等賠償責任保険(D & O保険)の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害等が填補されます。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、6名以内、また監査等委員である取締役は、4名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、法令に定める別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を21回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	山本 哲也	21回	21回
代表取締役副社長	伊藤 泰雄	21回	21回
専務取締役	天野 浩二	21回	21回
社外取締役	岡田 満	21回	21回
社外取締役(監査等委員)	佐橋 典一	21回	19回
社外取締役(監査等委員)	前田 勝己	21回	20回
社外取締役(監査等委員)	菅沼 綾子	21回	20回

取締役会における具体的な検討内容として、主に株主総会に関する事項、予算・決算の財務に関する事項、経営方針・経営戦略等の事項について議論を行うほか、月次業績の状況、業務執行状況等について適切に報告を受けております。

指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を3回開催しており、個々の指名報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
委員長	前田 勝己	3回	3回
委員	菅沼 綾子	3回	3回
委員	佐橋 典一	3回	3回
委員	岡田 満	3回	3回
委員	山本 哲也	3回	3回
委員	伊藤 泰雄	3回	3回

指名・報酬委員会における具体的な検討内容として、主に取締役の選定・解職、取締役の報酬限度額及び報酬水準に関する事項、その他取締役会が必要と認める事項を審議しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年5月27日（有価証券報告書提出日）現在における当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性6名 女性1名（役員のうち女性の比率14.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員	山本 哲也	1965年1月9日生	1989年4月 株式会社日立製作所入社 1989年10月 当社入社 1995年3月 技術開発部長 1995年5月 取締役 1995年10月 事業統括第一本部副本部長 1998年7月 環境分析事業本部部長 1999年2月 リサイクル事業開発本部部長 1999年5月 リサイクル事業開発本部部長 2000年3月 常務取締役 2001年3月 名古屋事業所長 2006年5月 専務取締役 2009年5月 事業統括本部部長 2015年3月 取締役副社長 2020年5月 取締役副社長執行役員 2022年5月 代表取締役社長執行役員(現任)	(注) 4	540
代表取締役 副社長執行役員 事業統括本部部長 経営企画室室長	伊藤 泰雄	1972年9月20日生	1996年2月 当社入社 2010年3月 名古屋事業所長 2010年5月 取締役 2013年5月 常務取締役 2015年3月 専務取締役 2018年3月 事業統括本部 2020年5月 取締役専務執行役員 2020年5月 事業統括本部経営企画室室長 (現任) 2022年5月 代表取締役副社長執行役員(現任) 2022年5月 事業統括本部部長(現任)	(注) 4	209
取締役 専務執行役員 事業統括本部副本部長	天野 浩二	1960年6月16日生	1985年6月 当社入社 2000年9月 九州事業所長 2003年5月 取締役 2003年9月 関東事業所長 2013年5月 常務取締役 2015年3月 専務取締役 2015年3月 事業統括本部副本部長(現任) 2019年9月 関西事業所長 2020年5月 取締役専務執行役員(現任)	(注) 4	18
取締役	岡田 満	1956年11月21日生	1982年4月 古河電気工業株式会社入社 2012年6月 古河スカイ株式会社代表取締役社長 2013年10月 株式会社UACJ代表取締役社長 2018年6月 株式会社UACJ相談役 2022年10月 株式会社イーバック非常勤取締役 (現任) 2023年5月 当社取締役(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	佐橋 典一	1958年8月14日生	1987年4月 名古屋市議員初当選 以後6期連続当選 2005年5月 第80代名古屋市会議長 2006年5月 第80代名古屋市会議長退任 2011年2月 名古屋市議員退任 2011年7月 東亜合成株式会社非常勤管理部渉外担当(囑託)(現任) 2012年5月 当社監査役 2016年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	前田 勝己	1974年12月25日生	1997年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2007年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ))名古屋事務所国際部中国室長兼監査部門シニアマネージャー 2016年6月 有限責任監査法人トーマツ退職 2016年7月 前田勝己公認会計士・税理士事務所所長(現任) 2019年6月 清鋼材株式会社社外監査役 2023年6月 中央可鍛工業株式会社社外監査役(現任) 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	1
取締役 (監査等委員)	菅沼 綾子	1958年1月24日生	1980年4月 愛知県庁入庁 2011年4月 愛知県教育委員会教育企画室長 2016年4月 愛知県庁環境部長 2018年3月 愛知県庁退職 2018年4月 公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長 2023年6月 愛知県婦人福祉会(現 愛知県女性福祉会)理事長(現任) 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
計					769

- (注) 1. 取締役岡田満氏、佐橋典一氏、前田勝己氏及び菅沼綾子氏は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 前田勝己、委員 佐橋典一、委員 菅沼綾子
3. 当社では、業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化および意思決定の迅速化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は10名で、上記の取締役を兼務する者以外の執行役員は以下のとおりであります。
- | | | |
|--------|-------|---------|
| 専務執行役員 | 伊坂 俊保 | 名古屋事業所長 |
| 常務執行役員 | 片瀬 秀樹 | 企画管理本部長 |
| 常務執行役員 | 安永 辰弥 | 事業統括本部 |
| 常務執行役員 | 甲斐 尚 | 事業統括本部 |
| 執行役員 | 南 勝明 | 九州事業所長 |
| 執行役員 | 奥平 幸伸 | 関東事業所長 |
| 執行役員 | 腰水 良英 | 北陸事業所長 |
4. 2025年5月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2024年5月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

当社は、2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。

なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項までの内容(役職等)を含めて記載しております。

男性5名、女性2名(役員のうち女性の比率28.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員	山本 哲也	1965年1月9日生	に記載の通り	(注)4	540
代表取締役 副社長執行役員 事業統括本部本部長 経営企画室室長	伊藤 泰雄	1972年9月20日生	に記載の通り	(注)4	209

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員 事業統括本部副本部長	天野 浩二	1960年6月16日生	に記載の通り	(注)4	18
取締役	岡田 満	1956年11月21日生	に記載の通り	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	前田 勝己	1974年12月25日生	に記載の通り	(注)5	1
取締役 (監査等委員)	菅沼 綾子	1958年1月24日生	に記載の通り	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	中村 友美	1960年1月19日生	1980年4月 株式会社愛法入社 1983年7月 日本社会党愛知県本部専従 1987年4月 愛知県議会議員初当選 8期連続当選 2002年4年 社会福祉法人徳重福祉会みどり保育園理事(現任) 2019年8月 公益財団法人東海交通遺児を励ます会理事(現任) 2022年4月 学校法人名城大学理事(現任) 2026年5月 当社取締役(監査等委員)(予定)	(注)5	-
計					769

- (注) 1. 取締役岡田満氏、前田勝己氏、菅沼綾子及び中村友美氏は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 前田勝己、委員 菅沼綾子、委員 中村友美
3. 当社では、業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化および意思決定の迅速化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は10名で、上記の取締役を兼務する者以外の執行役員は以下のとおりであります。
- | | | |
|--------|-------|---------|
| 専務執行役員 | 伊坂 俊保 | 名古屋事業所長 |
| 常務執行役員 | 片瀬 秀樹 | 企画管理本部長 |
| 常務執行役員 | 安永 辰弥 | 事業統括本部 |
| 常務執行役員 | 甲斐 尚 | 事業統括本部 |
| 執行役員 | 南 勝明 | 九州事業所長 |
| 執行役員 | 奥平 幸伸 | 関東事業所長 |
| 執行役員 | 腰水 良英 | 北陸事業所長 |
4. 2026年5月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2026年5月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名(うち、監査等監査等委員である取締役3名)であります。

2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が可決されますと、社外取締役3名が重任、1名が新任となる予定です。

社外取締役の岡田満は、会社経営者として豊富な経験を有しており、当社の経営に対して当社と異なる社外の観点から助言を行っていただけると判断し、社外取締役として選任しております。現在同氏は株式会社イーパックの非常勤取締役であり、同社は当社と過去に営業上の取引関係がありますが、直近事業年度において取引はありません。同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、同氏は、過去に株式会社UACJの代表取締役社長に就任しておりました。同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少(当社連結売上高の1%未満)であり、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の佐橋典一は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、元政治家として、行政全般に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識を有しておられることから、社外取締役として選任

しております。また、現在同氏は東亜合成株式会社の非常勤管理部渉外担当（嘱託）であり、同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少（当社連結売上高の1%未満）であり、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の前田勝己は、財務及び会計に関する幅広い経験と知見を有しており、当社の財務の健全性や正確性の観点から助言を行っていただくため、社外取締役として選任しております。また、現在同氏は中央可鍛工業株式会社の社外監査役であり、同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少（当社連結売上高の1%未満）であり、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の菅沼綾子は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年愛知県職員として、特に教育関係に長く携われた経験のほか、ダイバーシティ推進や女性活躍推進に関する豊富な知見、そして女性ならではの視点で助言を行っていただくため、社外取締役として選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

新任の監査等委員である社外取締役の中村友美は、直接会社経営に関与したことはありませんが、元政治家として、社会的及び行政的な知見を有しており、また、教育関係やダイバーシティ推進に関する豊富な知見、そして女性ならではの視点で助言を行っていただくため、社外取締役として選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社において、社外取締役を選任するための独立性についての特段の定めはありませんが、専門的な見地に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席を通じて取締役の業務執行に関わる監視、監督機能を果たすとともに、監査室からの報告及びその他内部統制システムを通じた報告に基づき、必要に応じて意見を述べる等、組織的な監査を実施しております。

また、監査室及び監査等委員会と会計監査人の間の情報交換、意見交換については、期末及び四半期ごとに開催される監査報告会において、情報の共有を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

有価証券報告書提出日現在、監査等委員会は、当社と利害関係のない社外取締役3名で構成されており、原則として月1回開催しております。それぞれ、経営陣とは独立した視点から意見表明できる学識経験者であります。なお、内1名は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、内1名は女性であり、女性ならではの視点で助言を行っていただいております。また、経営判断や業務執行の適法性・相当性・効率性を検証・確認するため取締役会等の重要な会議に出席しております。さらには、監査室や、会計監査人と定期的な会合を行い、積極的な連携をはかっております。なお、2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、監査等委員である取締役の構成員は、社外取締役（監査等委員）前田勝己、社外取締役（監査等委員）菅沼綾子、社外取締役（監査等委員）中村友美となる予定です。

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
佐橋 典一	14回	13回
前田 勝己	14回	13回
菅沼 綾子	14回	13回

監査等委員会における具体的な検討内容は以下のとおりであります。

- ・内部統制システムの整備、運用状況
- ・会計監査人の監査の相当性
- ・内部統制の構築状況
- ・取締役及び使用人等の職務執行状況

監査等委員の主な活動は以下のとおりであります。

- ・取締役会等重要会議への出席

- ・ 監査講評会、監査結果説明会等への出席
- ・ 取締役及び使用人との意見交換
- ・ 重要な決裁書類等の閲覧・調査

内部監査の状況

内部監査及び内部統制に関する業務につきましては、代表取締役社長直属の監査室を設置し、専任の3名（有価証券報告書提出日現在）が監査計画に基づき定期的に内部統制の有効性や業務の効率性などについて監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。監査等委員会と監査室は適宜それぞれの監査の方法や内部統制の状況及びそれらの結果について報告、情報交換を行い、会計監査人と連携して、効率的な業務監査を行うべく、監査機能の強化に取り組んでおります。内部監査の実効性を確保する取組として、監査結果を監査等委員会に直接報告するとともに、必要に応じて取締役会にも直接報告を行う仕組みを設けております。

会計監査の状況

- ・ 監査法人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- ・ 継続監査期間
8年
- ・ 業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岸田 好彦、大橋 敦司
(注) 継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。
- ・ 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士6名、会計士試験合格者等6名、その他19名
- ・ 監査法人の選定方針と理由
監査法人の選定にあたり、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に記載されている会計監査人の評価基準項目を参考にして検討を行っております。
有限責任 あずさ監査法人は、独立性及び専門性、監査活動の適切性及び効率性、並びに監査品質管理体制の整備状況等を総合的に勘案した結果、適任と判断しました。
- ・ 監査等委員会による監査法人の評価
当社の監査等委員会は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に品質管理、独立性、専門性等の評価基準に基づいて、定期的にコミュニケーションを実施するなどにより、監査は適正に実施されていると評価しております。

監査報酬の内容等

(1) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	29	9	32	-
連結子会社	32	-	27	-
計	62	9	59	-

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス及び税務デューデリジェンス業務等です。

(2) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に対する報酬((1)を除く)

該当事項はありません。

(3) その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(4) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、特別な方針等は定めておりませんが、当連結会計年度においては、監査公認会計士等が策定した監査計画に基づいて両者で協議し、監査等委員会の同意を得た上で、所定の手続きを経て決定しております。

(5) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計

監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

・基本方針

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬は、企業価値の持続的な向上とサステナブル経営の実践・推進の向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役にについては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととなります。

取締役の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)は、2020年5月28日開催の第62回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。

取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年5月26日開催の第58回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。

2020年5月28日開催の第62回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)及び執行役員に対して支給する金銭報酬債権として、報酬限度額は年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)及び執行役員の員数は、11名(取締役(監査等委員を除く。)5名、取締役を兼務しない執行役員6名)です。また、2021年5月27日開催の第63回定時株主総会において、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数を年間60,000株以内と決議いただいております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に決定いたします。

・株式報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会で決議された「譲渡制限付株式報酬内規」に基づき支給することといたします。

・株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

株式報酬は最大で報酬全体の30%を支給することといたします。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、当事業年度において、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員山本哲也に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任しております。会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長執行役員が適していると判断しております。なお、株式報酬については、「譲渡制限付株式報酬内規」に基づき取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議することといたします。監査等委員である取締役に対する報酬は、株主総会で決議された報酬の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

・上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会の任意の諮問機関として代表取締役社長、独立社外取締役及び取締役会の決議によって選任された取締役である委員4名以上で構成した指名・報酬委員会を設置し、報酬等の方針決定、個人別の報酬等の内容等について審議を行い、その結果を取締役に助言・提言を行っております。取締役会は、その答申を受けて株主総会で承認された内容及び金額の範囲内で役員の報酬を決定いたします。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	144	115	0	-	29	3
社外取締役(監査等委員を除く。)	2	2	-	-	-	1
社外取締役(監査等委員)	8	8	-	-	-	3

(注) 1. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2018年5月24日開催の第60回定時株主総会決議に基づき、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。本制度の概要は以下のとおりであります。

・報酬総額

年額200百万円以内

・割り当てる株式の総数

年60,000株以内

・譲渡制限期間

本払込期日から10年間

・譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、任期満了、その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。

これを受け、2025年5月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月20日付で取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)3名に対し自己株式7,100株の処分を行っております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、個別の役員ごとの報酬開示の記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「純投資目的である投資株式」の定義を専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式と考えており、それ以外の株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(政策保有株式に関する方針・考え方)

当社は取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な維持・継続を図るため、政策保有株式を保有しております。取引先の株式は保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか取締役会にて精査し、取引関係の強化、ひいては当事業の発展に資すると判断する限り保有し続けますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄につきましては適宜株価や市場動向を見て売却いたします。

(個別の政策保有株式の保有の適否の検証)

当社は、個別の政策保有株式について、個別銘柄ごとに、保有目的の適切性や定性的な観点から株式保有について取締役会等で毎年度確認し、保有の適否を判断しております。その上で、保有の適切性・合理性が認められない場合、売却を進めることとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	5
非上場株式以外の株式	3	951

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	2
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果(注1) 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)あいちフィナン シャルグループ (注2)	100,000	100,000	保有目的：中部地区に所在する企業の 情報収集、長期安定的な金融取引関係 の維持、強化等、さまざまな協力関係 を保ち、当社の販売力等を維持・強化 して当社業績の進展に寄与するため。	無(注3)
	660	272		
(株)三菱UFJフィナン シャル・グループ	34,000	34,000	保有目的：主要取引金融機関として長 期安定的な金融取引関係の維持、強化 等、さまざまな協力関係を保ち、当社 の販売力等を維持・強化して当社業績 の進展に寄与するため。	無
	100	64		
イビデン(株)	20,000	10,000	保有目的：営業上の取引先として事業 関係及び取引関係の維持・強化等、さ まざまな協力関係を保ち、当社の販売 力等を維持・強化して当社業績の進展 に寄与するため。 なお、株式分割により株式数が増加。	無
	190	40		

(注) 1. 定量的な保有効果は記載が困難であるため、記載しておりません。なお、保有の適否に関する検証については、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載しております。

2. (株)中京銀行は、2022年10月3日付で(株)愛知銀行と共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる(株)あいちフィナンシャルグループを設立しております。この株式移転に伴い、(株)中京銀行の普通株式1株につき、(株)あいちフィナンシャルグループの普通株式1株の割合で割当交付されております。

3. (株)あいちフィナンシャルグループは、当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、また監査法人等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,416	18,398
受取手形、売掛金及び契約資産	1 11,751	1 13,991
電子記録債権	1,166	1,319
有価証券	500	-
棚卸資産	3 2,138	3 2,277
その他	685	599
貸倒引当金	8	10
流動資産合計	46,650	36,576
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	28,230	30,960
減価償却累計額	13,884	14,968
建物及び構築物（純額）	14,345	15,991
機械装置及び運搬具	32,017	33,495
減価償却累計額	25,510	26,924
機械装置及び運搬具（純額）	6,507	6,571
土地	29,391	29,722
建設仮勘定	1,350	890
その他	2,296	2,570
減価償却累計額	1,487	1,646
その他（純額）	808	924
有形固定資産合計	52,403	54,100
無形固定資産		
のれん	773	675
顧客関連資産	819	752
その他	362	346
無形固定資産合計	1,955	1,774
投資その他の資産		
投資有価証券	2 7,169	2 7,063
長期預金	3,500	3,500
繰延税金資産	1,402	1,508
その他	554	657
貸倒引当金	1	3
投資その他の資産合計	12,625	12,725
固定資産合計	66,984	68,600
資産合計	113,635	105,176

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,048	3,180
電子記録債務	1,013	1,226
短期借入金	4 1,330	4 2,660
1年内返済予定の長期借入金	928	901
未払法人税等	2,494	2,784
賞与引当金	602	807
その他	1 3,576	1 4,427
流動負債合計	13,993	15,987
固定負債		
社債	4	-
長期借入金	3,772	3,524
役員退職慰労引当金	27	297
退職給付に係る負債	1,286	1,333
繰延税金負債	268	248
その他	432	381
固定負債合計	5,791	5,785
負債合計	19,784	21,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,382	6,382
資本剰余金	7,071	1,488
利益剰余金	82,193	76,162
自己株式	11,456	2,761
株主資本合計	84,190	81,272
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52	479
退職給付に係る調整累計額	83	5
その他の包括利益累計額合計	135	473
非支配株主持分	9,523	1,657
純資産合計	93,850	83,403
負債純資産合計	113,635	105,176

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	1 67,304	1 71,845
売上原価	44,856	47,757
売上総利益	22,447	24,087
販売費及び一般管理費		
運賃	962	1,069
役員報酬	420	421
給料手当及び賞与	2,748	2,914
賞与引当金繰入額	232	305
退職給付費用	193	149
役員退職慰労引当金繰入額	3	276
福利厚生費	614	645
賃借料	275	283
減価償却費	142	195
貸倒引当金繰入額	0	5
試験研究費	5 181	5 183
その他	2,354	3,047
販売費及び一般管理費合計	8,129	9,499
営業利益	14,318	14,588
営業外収益		
受取利息	82	108
受取配当金	28	33
受取保険金	40	69
受取地代家賃	29	29
受取補償金	29	44
補助金収入	297	16
保険返戻金	19	-
その他	46	82
営業外収益合計	573	384
営業外費用		
支払利息	32	44
自己株式取得費用	1	2
投資事業組合運用損	10	6
損害賠償金	6	13
株式報酬費用消滅損	4	17
その他	5	3
営業外費用合計	61	87
経常利益	14,830	14,885
特別利益		
固定資産売却益	2 34	2 59
特別利益合計	34	59

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
特別損失		
固定資産売却損	3 2	3 24
固定資産除却損	4 81	4 163
固定資産圧縮損	19	-
減損損失	83	168
会員権売却損	1	-
特別損失合計	188	356
税金等調整前当期純利益	14,676	14,587
法人税、住民税及び事業税	4,614	4,911
法人税等調整額	28	217
法人税等合計	4,585	4,694
当期純利益	10,090	9,893
非支配株主に帰属する当期純利益	783	738
親会社株主に帰属する当期純利益	9,307	9,155

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日)
当期純利益	10,090	9,893
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	84	423
退職給付に係る調整額	108	94
その他の包括利益合計	192	328
包括利益	10,283	10,221
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,451	9,492
非支配株主に係る包括利益	832	729

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,382	7,071	76,264	9,103	80,615
当期変動額					
剰余金の配当			3,340		3,340
親会社株主に帰属する当期純利益			9,307		9,307
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
自己株式の取得				2,724	2,724
自己株式の処分		0	37	371	332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	5,928	2,353	3,575
当期末残高	6,382	7,071	82,193	11,456	84,190

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9	17	8	8,827	89,434
当期変動額					
剰余金の配当					3,340
親会社株主に帰属する当期純利益					9,307
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					0
自己株式の取得					2,724
自己株式の処分					332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43	100	144	696	840
当期変動額合計	43	100	144	696	4,415
当期末残高	52	83	135	9,523	93,850

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,382	7,071	82,193	11,456	84,190
当期変動額					
剰余金の配当			3,577		3,577
親会社株主に帰属する当期純利益			9,155		9,155
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
連結子会社株式の取得による持分の増減		5,582			5,582
自己株式の取得				2,948	2,948
自己株式の処分		2		38	35
自己株式の消却		11,605		11,605	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		11,608	11,608		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	5,582	6,030	8,695	2,917
当期末残高	6,382	1,488	76,162	2,761	81,272

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	52	83	135	9,523	93,850
当期変動額					
剰余金の配当					3,577
親会社株主に帰属する当期純利益					9,155
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					0
連結子会社株式の取得による持分の増減					5,582
自己株式の取得					2,948
自己株式の処分					35
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	427	89	337	7,866	7,529
当期変動額合計	427	89	337	7,866	10,447
当期末残高	479	5	473	1,657	83,403

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	14,676	14,587
減価償却費	3,345	3,514
のれん償却額	136	98
顧客関連資産償却額	66	66
貸倒引当金の増減額（ は減少）	0	4
賞与引当金の増減額（ は減少）	57	205
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	3	270
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	96	89
受取利息及び受取配当金	111	141
支払利息	32	44
株式報酬費用消滅損	4	17
補助金収入	297	16
受取補償金	29	44
固定資産売却損益（ は益）	32	34
会員権売却損益（ は益）	1	-
固定資産除却損	81	163
固定資産圧縮損	19	-
減損損失	83	168
投資事業組合運用損益（ は益）	10	6
売上債権の増減額（ は増加）	666	2,395
棚卸資産の増減額（ は増加）	471	133
仕入債務の増減額（ は減少）	23	655
未払消費税等の増減額（ は減少）	289	505
その他	505	339
小計	18,767	15,469
利息及び配当金の受取額	129	129
利息の支払額	35	45
補償金の受取額	29	44
法人税等の支払額	5,065	4,613
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,825	10,984
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,192	127
定期預金の払戻による収入	1,164	324
投資有価証券の取得による支出	202	8
保険積立金の積立による支出	4	4
保険積立金の解約による収入	243	-
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	700	1,212
有形固定資産の取得による支出	8,248	6,008
有形固定資産の売却による収入	46	839
無形固定資産の取得による支出	6	24
補助金の受取額	292	16
事業譲受による支出	-	2 269
その他	72	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,280	4,071

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	170	1,330
長期借入れによる収入	2,100	700
長期借入金の返済による支出	914	975
社債の償還による支出	8	8
配当金の支払額	3,339	3,577
非支配株主への配当金の支払額	130	137
自己株式の処分による収入	0	0
自己株式の取得による支出	2,725	2,950
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	13,006
その他	133	108
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,321	18,733
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,224	11,820
現金及び現金同等物の期首残高	28,898	30,122
現金及び現金同等物の期末残高	1 30,122	1 18,301

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

北陸ダイセキ株式会社
株式会社ダイセキ環境ソリューション
株式会社ダイセキM C R
システム機工株式会社
株式会社グリーンアローズ中部
株式会社グリーンアローズ九州
株式会社杉本商事
有限会社杉本紙業

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社(株式会社グリーンアローズホールディングス)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社杉本商事及び有限会社杉本紙業の決算日は2月20日であります。

連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結財務諸表の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日における財務諸表を使用しております

その他の連結子会社6社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

...決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

...移動平均法による原価法

棚卸資産

...主に総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、顧客関連資産についてはその効果の及ぶ期間(14年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

...定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、執行役員(取締役である執行役員を除く)に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりです。

産業廃棄物処理関連事業

産業廃棄物処理関連事業においては、主に、産業廃棄物の中間処理業者として、産業廃棄物の中間処理及び収集運搬を事業として行っており、顧客との契約に基づいて産業廃棄物中間処理及び収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

産業廃棄物の中間処理及び収集運搬に係る役務提供につきましては、顧客は産業廃棄物の中間処理が完了することによりリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、産業廃棄物の中間処理が完了し、中間処理完了後の産業廃棄物を最終処分場等へ搬出した時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で一括して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

土壌汚染処理関連事業

土壌汚染処理関連事業においては、主に、土壌の汚染調査、処理及び工事を事業として行っており、顧客との契約に基づいて土壌の汚染調査、処理及び工事に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

土壌汚染調査に係る役務提供につきましては、調査報告書を提出後、受領書を受け取った時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

土壌汚染工事に係る役務提供につきましては、工事の進捗に伴い、財又はサービスに対する支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

土壌汚染処理に係る役務提供につきましては、顧客は土壌汚染処理が完了することによりリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、土壌汚染処理が完了し、汚染処理完了後の土壌を搬出した時点において、

顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識していません。

なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人取引として純額で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、通常、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っていません。

鉛リサイクル関連事業

鉛リサイクル関連事業においては、主に、非鉄金属原料等の販売を事業として行っており、顧客との契約に基づいて商品又は製品を販売する履行義務を負っております。

非鉄金属原料等の販売につきましては、顧客の検収時点で顧客に財の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定いたしますが、顧客は、国内事業者であり、出荷から検収までの期間が通常の期間と認められるため、商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っていません。

タンク洗浄関連事業

タンク洗浄関連事業においては、主に、タンク洗浄、配管等の洗浄工事を事業として行っており、顧客との契約に基づいてタンク、配管等の洗浄工事に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

タンク洗浄、配管等の洗浄工事につきましては、その工事期間が短いことから、洗浄工事が完了し、顧客が検収を行った時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っていません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

また、重要性が乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

仕掛品

処理未完了の取引において発生した原価を含めております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(重要な金融要素が含まれる契約の対価の回収可能性)

(1)連結財務諸表に計上した金額

「(収益認識関係)2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報(2)重要な金融要素が含まれる契約について」に記載のとおり、当連結会計年度に土壌汚染処理関連事業において、2026年2月28日を工事完了及び検収日とし、2026年8月31日を支払期限として、顧客による第三者への工事完了後の土地売却代金受領時に請負工事代金の回収が行われる延払いの契約が発生しており、連結財務諸表に計上した金額は以下になります。

	当連結会計年度
受取手形、売掛金及び契約資産	1,563百万円
売上高	1,418百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準 土壌汚染処理関連事業」及び「(収益認識関係)2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報(2)重要な金融要素が含まれる契約について」に記載しております。

連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

売上高、受取手形、売掛金及び契約資産は、工事の進捗状況、工事対象の土地の鑑定評価額、鑑定評価に用いられた公示地の地価推移、支払期限までの顧客の資金繰り予測、顧客による工事対象の土地の売却交渉の状況等、入手可能な情報に基づき顧客の財務上の支払能力を評価した結果、対価の回収可能性は高いと判断した上で計上しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事実及び状況の重要な変化の兆候が生じた場合には、顧客に移転する残りの財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いかどうかについて見直しを行います。その結果、翌連結会計年度の連結財務諸表において、受取手形、売掛金及び契約資産に対する貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(重要な金融要素が含まれる契約の対価の回収可能性)

(1)連結財務諸表に計上した金額

「(収益認識関係)2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報(2)重要な金融要素が含まれる契約について」に記載のとおり、当連結会計年度に土壤汚染処理関連事業において、前連結会計年度に発生し、当連結会計年度に変更覚書を締結した、2027年1月29日を工事完了及び検収日、2027年2月26日を支払期限として、顧客による第三者への工事完了後の土地売却代金受領時に請負工事代金の回収が行われる延払いの契約があり、連結財務諸表に計上した金額は以下になります。

	当連結会計年度
受取手形、売掛金及び契約資産	3,923百万円
売上高	2,149百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準 土壤汚染処理関連事業」及び「(収益認識関係)2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報(2)重要な金融要素が含まれる契約について」に記載しております。

連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

売上高、受取手形、売掛金及び契約資産は、工事の進捗状況、工事対象の土地の鑑定評価額、鑑定評価に用いられた公示地の地価推移、支払期限までの顧客の資金繰り予測、顧客による工事対象の土地の売却交渉の状況等、入手可能な情報に基づき顧客の財務上の支払能力を評価した結果、対価の回収可能性は高いと判断した上で計上しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事実及び状況の重要な変化の兆候が生じた場合には、顧客に移転する残りの財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いかどうかについて見直しを行います。その結果、翌連結会計年度の連結財務諸表において、受取手形、売掛金及び契約資産に対する貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式報酬費用消滅損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた9百万円は、「株式報酬費用消滅損」4百万円、「その他」5百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「株式報酬費用消滅損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた509百万円は、「株式報酬費用消滅損」4百万円、「その他」505百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、流動負債その他のうち、契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
投資有価証券(株式)	49百万円	57百万円

3. 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
商品及び製品	447百万円	623百万円
仕掛品	1,143	1,160
原材料及び貯蔵品	547	494

4. 当社及び連結子会社(株式会社ダイセキ環境ソリューション及び株式会社グリーンアローズ九州)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
当座貸越極度額	7,500百万円	8,500百万円
借入実行残高	1,330	2,660
差引額	6,170	5,840

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。
2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物及び構築物	- 百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	33	58
有形固定資産「その他」	1	0
計	34	59

3. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物及び構築物	1百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	0	0
土地	0	24
計	2	24

4. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物及び構築物	5百万円	36百万円
機械装置及び運搬具	7	2
有形固定資産「その他」	0	1
解体撤去費用等	67	123
計	81	163

5. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
	181百万円	183百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	121百万円	618百万円
組替調整額	-	0
法人税等及び税効果調整前	121	619
法人税等及び税効果額	37	196
その他有価証券評価差額金	84	423
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	128百万円	8百万円
組替調整額	28	128
法人税等及び税効果調整前	156	136
法人税等及び税効果額	47	41
退職給付に係る調整額	108	94
その他の包括利益合計	192	328

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	51,000,000	-	-	51,000,000
合計	51,000,000	-	-	51,000,000
自己株式				
普通株式(注)1、2	2,216,552	801,243	94,734	2,923,061
合計	2,216,552	801,243	94,734	2,923,061

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加801,243株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加800,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブにおける株式の無償取得による増加1,000株及び単元未満株式の買取りによる増加243株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少94,734株は、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブにおける自己株式の処分による減少75,100株、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分による減少19,500株及び単元未満株式の売渡しによる減少134株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月23日 定時株主総会	普通株式	1,756	36.0	2024年2月29日	2024年5月24日
2024年10月1日 取締役会	普通株式	1,584	33.0	2024年8月31日	2024年10月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月22日 定時株主総会	普通株式	1,875	利益剰余金	39.0	2025年2月28日	2025年5月23日

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	51,000,000	-	3,000,000	48,000,000
合計	51,000,000	-	3,000,000	48,000,000
自己株式				
普通株式(注)1、2	2,923,061	801,239	3,009,824	714,476
合計	2,923,061	801,239	3,009,824	714,476

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の減少3,000,000株は、自己株式の消却による減少であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加801,239株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加800,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブにおける株式の無償取得による増加1,000株及び単元未満株式の買取りによる増加239株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,009,824株は、自己株式の消却による減少3,000,000株、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分による減少9,800株及び単元未満株式の売渡しによる減少24株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月22日 定時株主総会	普通株式	1,875	39.0	2025年2月28日	2025年5月23日
2025年10月2日 取締役会	普通株式	1,702	36.0	2025年8月31日	2025年10月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,891	利益剰余金	40.0	2026年2月28日	2026年5月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	30,416百万円	18,398百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	293	96
現金及び現金同等物	30,122	18,301

2 前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

現金及び現金同等物に対価とする事業の譲受により増加した資産の内訳

事業の譲受により増加した資産の内訳は次のとおりであります。

流動資産	59百万円
固定資産	66百万円
のれん	143百万円
事業譲受による支出	269百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

重機(機械装置及び運搬具)及び電話主装置(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等により実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、毎月各事業所長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券のうち株式は、主として業務上の関係を有する企業等の株式であります。債券は格付けの高い債券のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。主に債券や上場株式は、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払法人税等は、短期間で決済されるものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資、株式取得に係る資金調達であり、固定金利にて調達しております。社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)有価証券及び投資有価証券	7,427	7,427	-
(2)長期預金	3,500	3,353	146
資産計	10,927	10,781	146
(1)社債	12	11	0
(2)長期借入金	4,701	4,653	47
負債計	4,713	4,665	47

(1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 1年内償還予定の社債は、「(1)社債」、1年内返済予定の長期借入金は「(2)長期借入金」にそれぞれ含めて表示しております。

(3) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年2月28日)
非上場株式	157
投資事業有限責任組合への出資	85

当連結会計年度(2026年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)有価証券及び投資有価証券	6,823	6,823	-
(2)長期預金	3,500	3,242	257
資産計	10,323	10,065	257
(1)社債	4	3	0
(2)長期借入金	4,425	4,303	122
負債計	4,429	4,307	122

- (1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 1年内償還予定の社債は、「(1)社債」、1年内返済予定の長期借入金は「(2)長期借入金」にそれぞれ含めて表示しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2026年2月28日)
非上場株式	163
投資事業有限責任組合への出資	76

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	30,416	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	10,187	1,563	-	-
電子記録債権	1,166	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	500	-	800	-
長期預金	-	1,000	2,500	-
合計	42,270	2,563	3,300	-

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,398	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	13,991	-	-	-
電子記録債権	1,319	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	-	300	-	-
長期預金	-	2,000	1,500	-
合計	33,709	2,300	1,500	-

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,330	-	-	-	-	-
社債	8	4	-	-	-	-
長期借入金	928	761	717	625	625	1,043
合計	2,266	765	717	625	625	1,043

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,660	-	-	-	-	-
社債	4	-	-	-	-	-
長期借入金	901	857	764	764	718	418
合計	3,565	857	764	764	718	418

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	872	-	-	872
社債	-	6,555	-	6,555
資産計	872	6,555	-	7,427

当連結会計年度(2026年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,486	-	-	1,486
社債	-	5,336	-	5,336
資産計	1,486	5,336	-	6,823

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	3,353	-	3,353
資産計	-	3,353	-	3,353
社債	-	11	-	11
長期借入金	-	4,653	-	4,653
負債計	-	4,665	-	4,665

当連結会計年度(2026年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	3,242	-	3,242
資産計	-	3,242	-	3,242
社債	-	3	-	3
長期借入金	-	4,303	-	4,303
負債計	-	4,307	-	4,307

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はデリバティブ内包型預金であり、時価は取引先金融機関から提示された価格に基づいており、その価格は金利等の観察可能なインプットを用いて算定されていることから、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年2月28日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	872	280	592
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	872	280	592
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	6,555	6,885	330
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,555	6,885	330
合計		7,427	7,165	262

当連結会計年度(2026年2月28日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,486	276	1,210
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,486	276	1,210
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	5,336	5,664	327
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,336	5,664	327
合計		6,823	5,940	882

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

デリバティブ取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社6社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、従来、中小企業退職金共済制度を採用しておりましたが、2023年9月に確定拠出年金制度に変更したため、当社及び連結子会社3社は、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。連結子会社3社は、中小企業退職金共済制度を採用しております。当社は、執行役員(取締役である執行役員を除く)には、退職慰労金制度を設けております。

従業員の退職等に際して退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象としていない割増退職金等を支払う場合があります。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く)

退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
退職給付債務の期首残高	1,225百万円	1,157百万円
勤務費用	123	114
利息費用	2	16
数理計算上の差異の発生額	128	8
退職給付の支払額	65	91
退職給付債務の期末残高	1,157	1,205

退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
非積立型制度の退職給付債務	1,157百万円	1,205百万円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,157	1,205
退職給付に係る負債	1,157	1,205
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,157	1,205

退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
勤務費用	123百万円	114百万円
利息費用	2	16
数理計算上の差異の費用処理額	28	128
その他	12	26
確定給付制度に係る退職給付費用	167	29

退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
数理計算上の差異	156百万円	136百万円
合計	156	136

退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
未認識数理計算上の差異	128百万円	8百万円
合計	128	8

数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
割引率	1.4%	1.4%

(注) 予想昇給率については、2023年10月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	120百万円	128百万円
退職給付費用	17	20
退職給付の支払額	10	21
企業結合による増加額	-	-
退職給付に係る負債の期末残高	128	127

(注) 執行役員(取締役である執行役員を除く)に対する退職慰労引当金を含めて記載しております。

退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
非積立型制度の退職給付債務	128百万円	127百万円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	128	127
退職給付に係る負債	128	127
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	128	127

退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度17百万円 当連結会計年度20百万円

4. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前連結会計年度312百万円 当連結会計年度319百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	151百万円	170百万円
投資有価証券	34	42
賞与引当金	188	251
退職給付に係る負債	398	421
役員退職慰労引当金	7	93
長期未払金	37	38
未実現利益控除	11	10
減価償却資産	425	460
税務上の繰越欠損金	-	5
その他有価証券評価差額金	42	-
その他	264	329
繰延税金資産小計	1,560	1,823
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	10	9
評価性引当額小計(注)	10	9
繰延税金資産合計	1,549	1,813
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	125	278
顧客関連資産	281	263
その他	9	12
繰延税金負債合計	415	554
繰延税金資産(負債)の純額	1,134	1,259

(注) 評価性引当額に重要な変動はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率 との間の差異が法定実効税 率の100分の5以下であるた め注記を省略しております。	30.5%
住民税均等割額等		0.2
のれん償却		0.2
のれん減損損失		0.2
税額控除による影響		0.6
子会社との税率差異		0.6
その他		0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率		32.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年3月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を30.5%から31.3%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社ダイセキ環境ソリューション

事業の内容：土壌汚染調査、汚染土壌処理

(2) 企業結合日

株式公開買付けによる取得：2025年11月21日（みなし取得日 2025年11月30日）

株式売渡請求による取得：2025年12月23日（みなし取得日 2025年12月1日）

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

企業結合前の株券等所有割合 53.87%

株式公開買付け後の株券等所有割合 95.70%

株式売渡請求後の株券等所有割合 100.00%

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金（未払金を含む）	14,071百万円
-------	------------	-----------

取得原価	14,071百万円
------	-----------

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

5,582百万円

(事業譲受)

1. 事業譲受の概要

(1) 相手先企業の名称及び譲受事業の内容

相手先企業の名称：SyncMOF株式会社

譲受事業の内容：MOF事業

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社はMOFを使ったアンモニア回収サイクルに取組んできたが、今後は二酸化炭素や水素をはじめとした気体全般をターゲットとし、液体ビジネスから気体ビジネスに事業領域を拡大するためであります。

(3) 事業譲受日

2026年1月30日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 連結財務諸表に含まれている譲受事業の業績の期間

2026年1月30日から2026年2月28日

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	269百万円
取得原価		269百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 16百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

143百万円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産に配分された純額を上回ったことにより発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

のれん発生時に全額減損損失を計上しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及びその主な内訳

流動資産 59百万円

固定資産 66百万円

資産合計 125百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社グループは、環境関連事業から構成される単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	産業廃棄物処理関連事業	土壌汚染処理関連事業	鉛リサイクル関連事業	タンク洗浄関連事業	その他(注)	合計
一時点で移転される財又はサービス	38,898	13,740	4,616	4,469	4,532	66,256
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	1,047	-	-	-	1,047
顧客との契約から生じる収益	38,898	14,788	4,616	4,469	4,532	67,304
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	38,898	14,788	4,616	4,469	4,532	67,304

(注) その他については、廃石膏ボード・古紙リサイクル関連事業の収益であります。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社グループは、環境関連事業から構成される単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	産業廃棄物処理関連事業	土壌汚染処理関連事業	鉛リサイクル関連事業	タンク洗浄関連事業	その他(注)	合計
一時点で移転される財又はサービス	40,718	15,711	4,729	4,746	4,555	70,460
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	1,385	-	-	-	1,385
顧客との契約から生じる収益	40,718	17,096	4,729	4,746	4,555	71,845
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	40,718	17,096	4,729	4,746	4,555	71,845

(注) その他については、廃石膏ボード・古紙リサイクル関連事業の収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1)収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2)重要な金融要素が含まれる契約について

前連結会計年度に土壌汚染処理関連事業において、2026年2月28日を工事完了及び検収日、2026年8月31日を支払期限として、顧客による工事対象の土地の売却代金受領時に請負代金の支払が行われる延払いの契約(以下本契約と言います)が発生しており、重要な金融要素が含まれていると識別しております(前連結会計年度の売上高1,418百万円、受取手形、売掛金及び契約資産1,563百万円)。当連結会計年度に土壌汚染処理関連事業において、本契約について、2027年1月29日を工事完了及び検収日、2027年2月26日を支払期限とする変更覚書を締結しており、重要な金融要素が含まれていると識別しております(当連結会計年度の売上高2,149百万円、受取手形、売掛金及び契約資産3,923百万円)。本契約は、約束した対価について、金利相当分の影響を履行義務の充足時点から支払期限までの期間にわたって調整することとしております。割引率については、無リスク利率に、顧客の信用リスクを加味して決定しています。また、収益認識に関する会計基準を適用するにあたって、顧客に移転する財またはサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いことの要件を満たす必要がありますが、本契約については、工事の進捗状況、工事対象の土地の鑑定評価額、鑑定評価に用いられた公示地の地価推移、支払期限までの顧客の資金繰り予測、顧客による工事対象の土地の売却交渉の状況等から、工事対象の土地の売却により対価を回収する可能性が高いと判断しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)		
受取手形	385	240
売掛金	10,103	10,625
電子記録債権	1,220	1,166
	11,708	12,032
顧客との契約から生じた債権(期末残高)		
受取手形	240	131
売掛金	10,625	12,328
電子記録債権	1,166	1,319
	12,032	13,780
契約資産(期首残高)	542	884
契約資産(期末残高)	884	1,530
契約負債(期首残高)	103	162
契約負債(期末残高)	162	84

契約資産は、土壌汚染処理関連事業における工事請負契約において、工事の進捗度に応じて一定の期間にわたり認識される収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、受け取る対価に対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

なお、契約資産は、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

契約負債は、主に土壌汚染処理関連事業及びタンク洗浄関連事業における工事請負契約において、契約条件により受領した前受金について、履行義務が未充足の部分に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度に契約資産の残高の重要な変動がありますが、その理由は「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (2)重要な金融要素が含まれる契約について」に記載の契約に関する契約資産495百万円を認識したことによるものであります。

当連結会計年度に契約資産の残高の重要な変動がありますが、その理由は「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (2)重要な金融要素が含まれる契約について」に記載の契約に関する契約資産966百万円を当連結会計年度に追加で認識したことによるものであります。

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

過去の期間に充足した履行義務から、前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の取引については記載を省略しております。前連結会計年度において、未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格3,265百万円であり、これらのうち約78%が1年以内に、残り約22%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。当連結会計年度において、未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格1,364百万円であり、1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社グループは、環境関連事業から構成される単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社グループは、環境関連事業から構成される単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社グループは、環境関連事業から構成される単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)及び当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,753円 99銭	1株当たり純資産額	1,728円 78銭
1株当たり当期純利益	193円 37銭	1株当たり当期純利益	193円 02銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	9,307	9,155
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,307	9,155
普通株式の期中平均株式数(株)	48,129,007	47,428,791

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 杉本商事	第1回 無担保社債	2021年 6月25日	12	4 (4)	0.19	なし	2026年 6月25日
合計	-	-	12	4 (4)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定額の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
4	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,330	2,660	0.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	928	901	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	95	102	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	3,772	3,524	0.7	2027年~2032年
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	267	221	-	2027年~2033年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	6,394	7,409	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	857	764	764	718	418
リース債務	110	64	29	7	9

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	36,117	71,845
税金等調整前中間(当期) 純利益(百万円)	7,548	14,587
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益(百万円)	4,712	9,155
1株当たり中間(当期) 純利益(円)	99.07	193.02

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,731	13,432
受取手形	2 190	76
電子記録債権	977	1,130
売掛金	2 4,821	2 5,392
有価証券	500	-
棚卸資産	1 464	1 380
短期貸付金	2 300	2 175
その他	459	256
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	32,444	20,841
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,359	4,302
構築物	4,028	3,951
機械及び装置	3,577	3,250
車両運搬具	916	1,068
工具、器具及び備品	349	496
土地	17,298	17,513
リース資産	10	11
建設仮勘定	783	282
有形固定資産合計	30,324	30,876
無形固定資産		
借地権	242	242
ソフトウェア	19	20
水道施設利用権	1	1
その他	0	0
無形固定資産合計	263	264

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
投資その他の資産		
投資有価証券	6,439	6,293
関係会社株式	4,480	18,938
差入保証金	272	256
長期貸付金	2 665	2 895
長期預金	3,500	3,500
繰延税金資産	898	875
その他	6	118
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	16,262	30,877
固定資産合計	46,849	62,018
資産合計	79,294	82,860
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	972	1,027
買掛金	2 1,654	2 1,551
リース債務	2	2
未払金	657	1,792
未払法人税等	2,009	1,950
未払消費税等	621	335
賞与引当金	353	546
営業外電子記録債務	629	606
その他	424	556
流動負債合計	7,324	8,370
固定負債		
リース債務	8	8
退職給付引当金	1,156	1,085
その他	136	134
固定負債合計	1,301	1,228
負債合計	8,626	9,598

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,382	6,382
資本剰余金		
資本準備金	7,051	7,051
資本剰余金合計	7,051	7,051
利益剰余金		
利益準備金	204	204
その他利益剰余金		
別途積立金	14,600	14,600
繰越利益剰余金	53,984	47,485
利益剰余金合計	68,789	62,290
自己株式	11,456	2,761
株主資本合計	70,765	72,962
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	97	299
評価・換算差額等合計	97	299
純資産合計	70,668	73,261
負債純資産合計	79,294	82,860

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	1 38,483	1 40,402
売上原価	1 22,570	1 23,413
売上総利益	15,912	16,988
販売費及び一般管理費	2 5,153	2 5,531
営業利益	10,759	11,457
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 160	1 780
その他	1 462	1 197
営業外収益合計	623	978
営業外費用		
その他	8	8
営業外費用合計	8	8
経常利益	11,373	12,427
特別利益		
固定資産売却益	20	29
特別利益合計	20	29
特別損失		
固定資産売却損	0	24
固定資産除却損	51	145
減損損失	-	143
特別損失合計	52	313
税引前当期純利益	11,341	12,143
法人税、住民税及び事業税	3,447	3,548
法人税等調整額	52	92
法人税等合計	3,394	3,456
当期純利益	7,946	8,686

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
. 材料費	1	1,383	6.1	1,465	6.2
. 外注費		6,649	29.3	6,672	28.3
. 労務費		4,784	21.1	5,119	21.7
. 経費		9,842	43.4	10,268	43.6
当期総製造費用		22,659	100.0	23,526	100.0
期首仕掛品棚卸高	2	271		300	
合計		22,930		23,826	
他勘定振替高		260		256	
期末仕掛品棚卸高		300		249	
当期処理・製品製造原価		22,370		23,320	

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
修繕費	644	769
減価償却費	1,881	2,040
車両費	852	896
運賃	4,087	4,183

2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
製品からの受入高	40	45
原材料への振替高	20	24
販売費及び一般管理費への 振替高	280	276
他勘定振替高	260	256

3. 当社の原価計算は、総合原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	6,382	7,051	0	204	14,600	49,415	9,103	68,551	92
当期変動額									
剰余金の配当						3,340		3,340	
当期純利益						7,946		7,946	
自己株式の取得							2,724	2,724	
自己株式の処分			0			37	371	332	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									5
当期変動額合計	-	-	0	-	-	4,568	2,353	2,214	5
当期末残高	6,382	7,051	-	204	14,600	53,984	11,456	70,765	97

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	6,382	7,051	-	204	14,600	53,984	11,456	70,765	97
当期変動額									
剰余金の配当						3,577		3,577	
当期純利益						8,686		8,686	
自己株式の取得							2,948	2,948	
自己株式の処分			2				38	35	
自己株式の消却			11,605				11,605	-	
利益剰余金から資本 剰余金への振替			11,608			11,608		-	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									397
当期変動額合計	-	-	-	-	-	6,499	8,695	2,196	397
当期末残高	6,382	7,051	-	204	14,600	47,485	2,761	72,962	299

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

...移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

...決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

...移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

...主に総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

主な耐用年数

建物 2～50年

構築物 7～30年

機械及び装置 4～12年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

また、執行役員(取締役である執行役員を除く)に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりです。

産業廃棄物処理関連事業

産業廃棄物処理関連事業においては、主に、産業廃棄物の中間処理業者として、産業廃棄物の中間処理及び収集運搬を事業として行っており、顧客との契約に基づいて産業廃棄物中間処理及び収集運搬に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

産業廃棄物の中間処理及び収集運搬に係る役務提供につきましては、顧客は産業廃棄物の中間処理が完了することによりリスクから完全に解放され便益を享受できる状態になることから、産業廃棄物の中間処理が完了し、中間処理完了後の産業廃棄物を最終処分場等へ搬出した時点において、顧客が当該役務提供に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、当該時点で一括して収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、重要な変動対価の額等はありません。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 仕掛品

産業廃棄物処理未完了の取引において発生した原価を含めております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1. 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
商品及び製品	23百万円	16百万円
仕掛品	300	249
原材料及び貯蔵品	141	114

2. 関係会社に係る注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
短期金銭債権	458百万円	201百万円
長期金銭債権	660	890
短期金銭債務	95	29

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
当座貸越極度額	1,300百万円	1,300百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,300	1,300

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業取引による取引高		
売上高	410百万円	560百万円
仕入高	772	675
営業取引以外の取引による取引高	144	753

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56.3%、当事業年度56.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43.6%、当事業年度43.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
運賃	844百万円	946百万円
給料手当及び賞与	1,750	1,814
賞与引当金繰入額	119	183
退職給付費用	133	97
貸倒引当金繰入額	1	0
減価償却費	83	128

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年2月28日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,229	10,650	9,421
関連会社株式	-	-	-
合計	1,229	10,650	9,421

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 2025年2月28日
子会社株式	3,251
関連会社株式	-

当事業年度(2026年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	当事業年度 2026年2月28日
子会社株式	18,938
関連会社株式	-

(注) 当社子会社の株式会社ダイセキ環境ソリューションは、完全子会社化により2025年12月19日に上場廃止となったため、当事業年度は市場価格のない株式等の子会社株式に含めております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	106百万円	107百万円
投資有価証券	30	37
賞与引当金	107	166
退職給付引当金	356	342
長期未払金	37	38
減価償却資産	89	83
関係会社株式評価損	651	651
その他有価証券評価差額金	42	-
その他	128	238
繰延税金資産小計	1,550	1,664
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	651	651
評価性引当額	651	651
繰延税金資産合計	899	1,013
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	136
その他	1	1
繰延税金負債合計	1	138
繰延税金資産の純額	898	875

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.5%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		1.8
住民税均等割額等		0.2
税額控除による影響		0.6
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		28.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を30.5%から31.3%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(事業譲受)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	3,359	1,186	33	209	4,302	3,079
	構築物	4,028	348	0	425	3,951	5,423
	機械及び装置	3,577	628	0	955	3,250	13,479
	車両運搬具	916	584	0	433	1,068	4,210
	工具、器具及び備品	349	283	1	134	496	891
	土地	17,298	989	775	-	17,513	-
	リース資産	10	3	-	2	11	7
	建設仮勘定	783	2,923	3,424	-	282	-
	計	30,324	6,948	4,235	2,160	30,876	27,091
無形 固定資産	のれん	-	143	143 (143)	-	-	-
	借地権	242	-	-	-	242	-
	ソフトウェア	19	10	-	9	20	-
	水道施設利用権	1	-	-	0	1	-
	その他	0	-	-	-	0	-
		計	263	153	143 (143)	9	264

(注) 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	0	0	0	0
賞与引当金	353	546	353	546

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.daiseki.co.jp/IR/accounting.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第67期)(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)2025年5月21日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年5月21日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第68期中)(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)2025年10月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年5月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年5月13日関東財務局長に提出

2025年6月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年5月27日

株式会社ダイセキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 田 好 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 敦 司

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイセキの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ダイセキ環境ソリューションにより締結された回収期間が長期に及び延払い工事契約に係る対価の回収可能性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(収益認識関係)2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報(2)重要な金融要素が含まれる契約について」に記載のとおり、この中には、前連結会計年度に土壤汚染処理関連事業において株式会社ダイセキ環境ソリューションにより締結され当連結会計年度に変更覚書を締結された、2027年1月29日を工事完了及び検収日とし、2027年2月26日を支払期限として、顧客による第三者への工事完了後の土地売却代金受領時に請負工事代金の回収が行われる延払い工事契約(以下「本契約」という。)に係る売上高2,149百万円、受取手形、売掛金及び契約資産3,923百万円が含まれている。</p> <p>収益認識に関する会計基準を適用するに際し、契約の識別を行うにあたっては、顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いことが要件となるが、本契約においては、回収原資が工事完了後の土地売却代金であり、顧客による回収期限内の工事完了後の土地の売却可能性や対価の支払能力など、対価の回収可能性に不確実性が伴い、その評価に経営者による判断が含まれる。</p> <p>また、対価の回収可能性の評価に際し、回収原資である土地売却代金の見積額の基礎となる土地の評価額は、会社が選定した外部の専門家による鑑定評価額に基づいているが、評価額の算定に用いる評価手法及びインプットデータの選択及び適用にあたっては、高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社ダイセキ環境ソリューションの回収期間が長期に及び延払い工事契約に係る対価の回収可能性の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ダイセキ環境ソリューションの回収期間が長期に及び延払い工事契約に係る対価の回収可能性の評価を検討するため、対価を回収可能と判断する根拠について、契約の責任者に対して質問するとともに、主として以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 顧客による回収期限内の工事完了後の土地の売却可能性の検討</p> <p>土壤汚染処理及び工事が予定通りに進捗していることを全体スケジュールと区画別工事実施状況表との比較により確認した。また、最寄り駅からの距離及び周辺土地の利用状況を含む土地の視察、並びに顧客による第三者への売却交渉状況のヒアリングを実施することで、土地売却の重要な阻害要因がないという会社の主張が妥当かどうかを検討した。</p> <p>(2) 顧客の対価の支払能力の検討</p> <p>請負工事代金の回収期限を含む顧客の会計年度末である2027年3月31日までの資金繰り計画を入手し、顧客へのヒアリングを実施することで、資金繰り計画の合理性を評価した。</p> <p>(3) 土地売却代金の見積額の基礎となる土地の評価額の合理性の検討</p> <p>経営者が利用した外部専門家の適性・能力及び客観性を評価するとともに、当監査法人の評価の専門家を利用して、以下の手続を実施した。</p> <p>鑑定評価の手法について、対象とする評価項目、会計基準の要求事項を踏まえて、その適切性を評価した。</p> <p>鑑定評価に用いられたインプットデータについて、経営者が利用した外部専門家への質疑応答や外部機関が公表している不動産の販売事例等のデータとの照合を行うことで、インプットデータの正確性を評価した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示

する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ダイセキの2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ダイセキが2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 5月27日

株式会社ダイセキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 田 好 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 敦 司

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイセキの2025年3月1日から2026年2月28日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキの2026年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>株式会社ダイセキ（以下、「会社」という。）は産業廃棄物の再資源化を中心とした産業廃棄物の中間処理を主に行っており、当事業年度の損益計算書に計上されている売上高は40,402百万円である。</p> <p>産業廃棄物とは廃油、廃水、汚泥など、企業等の事業活動に伴い生じた廃棄物であり、会社は企業等が排出するこうした産業廃棄物について、主に収集運搬及び中間処理を行っている。</p> <p>産業廃棄物処理に係る売上は中間処理が完了した時点で計上される。会社が取り扱う廃油、廃水、汚泥といった産業廃棄物は、それらが企業等から会社へ搬入され、廃油、廃水、汚泥などの種類ごとにまとめて処理されていくことから、中間処理が完了した時点を個別に追跡することが困難である。このため、中間処理が完了していないにもかかわらず売上処理が行われ、不適切な会計期間に売上が計上されるリスクが存在する。</p> <p>会社が行う産業廃棄物処理に係る売上高の財務諸表における金額的重要性は高く、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の産業廃棄物処理に係る売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>産業廃棄物処理に係る売上の計上プロセスに関連する以下の内部統制に着目し、その整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>搬入された産業廃棄物の数量、単位、単価、日付などに関する情報について、ITシステムへの入力が正確であることを確認する統制</p> <p>(2) 売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>産業廃棄物処理に係る売上高が適切な会計期間に計上されていることを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>期末における産業廃棄物の中間処理未了残高と各四半期末の中間処理未了残高との関係进行分析し、期末における産業廃棄物の中間処理未了残高が各四半期末に比べ異常な推移を示していないか検討した。</p> <p>中間処理未了の産業廃棄物について、棚卸立会を実施するとともに、在庫集計データと照合し、中間処理未了の産業廃棄物の量を確認した。</p> <p>中間処理未了の産業廃棄物に係る取引が売上計上額に含まれていないことを確認した。</p>
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。